

令和6年第3回美幌町議会定例会会議録

令和6年3月 5日 開会

令和6年3月21日 閉会

令和6年3月15日 第7号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 13 号～議案第 36 号

○出席議員

1 番 木 村 利 昭 君	副議長	2 番 馬 場 博 美 君
3 番 横 山 清 美 君		4 番 高 橋 秀 明 君
5 番 宮 崎 奈津江 君		6 番 上 杉 晃 央 君
7 番 稲 垣 淳 一 君		8 番 藤 原 公 一 君
9 番 伊 藤 伸 司 君		10 番 吉 住 博 幸 君
11 番 大 江 道 男 君		12 番 松 浦 和 浩 君
13 番 大 原 昇 君	議長	14 番 戸 澤 義 典 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長	矢 萩 浩 君
監 査 委 員	西 村 与志博 君		

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	那 須 清 二 君
町 民 生 活 部 長	関 弘 法 君	福 祉 部 長	河 端 勲 君
経 済 部 長	後 藤 秀 人 君	建 設 部 長	遠 國 求 君
病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長	横 山 聖 二 君
会 計 管 理 者	田 中 三智雄 君	総 務 課 長	斉 藤 浩 司 君
危 機 対 策 課 長	多 田 敏 明 君	政 策 課 長	沖 崎 寿 和 君
地 方 創 生 担 当 主 幹	竹 下 護 君	財 務 課 長	吉 田 善 一 君
デ ジ タ ル 推 進 主 幹		戸 籍 保 険 課 長	佐々木 齊 君
町 民 活 動 課 長	佐久間 大 樹 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	
税 務 課 長	松 尾 まゆみ 君	社 会 福 祉 課 長	水 上 修 一 君
児 童 支 援 主 幹	大 内 直 樹 君	保 健 福 祉 課 長	立 花 良 行 君
農 林 政 策 課 長	橋 本 勝 君	耕 地 林 務 主 幹	伊 藤 寿 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長			
農 業 振 興 主 幹	午 来 博 君	商 工 観 光 課 長	鶴 田 雅 規 君
建 設 課 長	森 口 尚 博 君	建 築 主 幹	宮 田 英 和 君
建 築 技 術 主 幹	廣 田 吉 輝 君	環 境 管 理 課 長	影 山 俊 幸 君
上 下 水 道 課 長	石 山 隆 信 君	病 院 総 務 課 長	以 頭 隆 志 君
地 域 医 療 連 携 課 長	高 山 吉 春 君	事 務 連 絡 室 次 長	藤 田 静 思 君

教 育 部 長	遠 藤 明 君	学 校 教 育 課 長	中 尾 亘 君
学 校 給 食 課 長	片 平 英 樹 君	社 会 教 育 課 長	浅 野 謙 司 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	弓 山 俊 君	博 物 館 課 長	鬼 丸 和 幸 君
監 査 委 員 事 務 局 長	小 室 保 男 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	小 室 秀 隆 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 室 保 男 君	次 長	小 室 秀 隆 君
議 事 係 長	高 田 秀 昭 君	庶 務 係 長	村 田 剛 君
議 事 係	金 子 未 准 君		

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（戸澤義典君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから令和6年第3回美幌町議会定例会第11日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番馬場博美さん、3番横山清美さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、松浦議員、所用のため会議を遅参の旨、届出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第13号から
議案第36号まで

○議長（戸澤義典君） 日程第2 議案第13号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから議案第36号令和6年度美幌町

病院事業会計予算についてまで、以上の24件を議題とします。

議案第13号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号美幌町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第 17 号の質疑を終わります。

議案第 18 号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第 18 号の質疑を終わります。

議案第 19 号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第 19 号の質疑を終わります。

議案第 20 号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第 20 号の質疑を終わります。

議案第 21 号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第 21 号の質疑を終わります。

議案第 22 号美幌町指定居宅介護支援等

の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第 22 号の質疑を終わります。

議案第 23 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第 23 号の質疑を終わります。

議案第 24 号美幌町犯罪被害者等支援条例の制定について、質疑を許します。

1 番木村利昭さん。

○1 番（木村利昭君） 議案書の 200 ページに記載があります日常生活の支援というところで「第 9 条、町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする」とありますが、こちらの具体的な支援の例についてお知らせいただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 御答弁申し上げます。

これまでも、犯罪被害者を含めまして、町に相談がございました場合には、包括的な支援を行ってきたところでございますが、今回、それらについて条例化し、加えて、支援金制度を創設してございます。

御質問の日常生活の支援につきましては、これまでも対応してきた実績がございますが、具体的な支援の例といたしましては、最近ですと、DV 相談に対しまして福祉部など関係部局、さらには、警察、道、一時保護施設と連携し、一時保護施設への入所につながった事例がございます。

その他で想定されるものとしましては、生活基盤を立て直すための子供の一時預かり、児童生徒の心のケアを行うための教育相談や教育カウンセリング、収入がなくなった場合の生活保護申請の相談や支援などが想定されているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 1 番木村利昭さん。

○1 番（木村利昭君） 1 点だけ確認させていただきます。

これは、被害に遭った本人だけではなく、その家族も含まれるという捉えでよろしいのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 今回の本条例の対象につきましては、当事者も含めまして、その遺族、関係者、親族等、犯罪被害者等という扱いで行っておりますので、今、お話があったとおり、対象となっております。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

1 3 番大原昇さん。

○1 3 番（大原 昇君） 私も、今と同じようなところですよ。

まず一つ目は、この相談場所はどこかということであります。というのは、これは町長には大変失礼かもしれませんが、仮に町長がセクハラあるいはパワハラを行ったとします。この相談をする場所が役場庁舎内であれば、同じ場所で、同じ職場の人たちが果たしてともに相談できるのかという思いです。被害を受けた方たちもそれぞれパターンが違うと思うので、それによって、場所も相当変わってくるのかなと思います。ですから、場所をしっかりとやらないと。あるいは、これを1 か所にするのかどうか、場所などもお聞きしたいです。

その後、相談員ですけれども、これも仮に職員がそういう状態になったとすると、

同じ職員同士でこの相談を受けるということも考えられるのです。

最後ですが、これに対する専門職を雇うのかどうか、あるいは、その都度、どこから呼んできてお願いするのかということをお聞きしたいのです。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 御答弁申し上げます。

まず、相談の場所でございますが、現在、町民活動課広報相談グループの職員が対応するという事で想定してございますので、基本的な場所については、役場の1 番窓口、町民活動課の窓口になろうかと思います。

ただ、今のお話にございましたように、職員という場合も当然想定されるわけでございます。そういった場合につきましては、当然ながら、職員のみならず、関係部局、警察署との連携もしっかり取りながら対応していくということでありますが、そういったときにつきましては、適正な場所、庁舎以外の場所につきましても対応していきたいと考えてございます。

今回はあくまでも犯罪被害に対しての対応という条例化でございますので、御質問のございましたハラスメントに対応することによってございましたら、既にハラスメントが起きた場合の仕組みづくりができてございます。この対応とは別に、ハラスメントに対応する組織立てが今は構築されておりますので、そちらで対応されるということになろうかと思っております。

専門職につきましても、犯罪被害につきましては、今、申し上げましたとおり、まずは職員で対応させていただきまして、必要な場合には専門職、警察ともしっかり連携の上、つながりを持ちながら進めていきたいと考えてございます。

さらに、先ほどありましたハラスメントにつきましては、先ほど申しましたとおり、別立てのシステムが構築されており、

そちらでの対応ということになってございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） これは非常にデリケートな条例だと思うのです。

一番最初の場所ですけれども、相談窓口は、今言いました町民活動課が窓口なのです。これ自体、心理的ストレスも相当あり、そこに来れば、同じ被害者であっても後ろ指を指されるのです。あの人だよ、かわいそうにねと。美幌町民にそういうことが起こることはないと思いますけれども、そういうことが想定されるかもしれません。それであれば、そういう公の場所は確かに難しいのです。私も具体的な案はないですけれども、どういう場所を設定して、どうやって受付をするのか。先ほど言いましたようにデリケートな案件なものですから、慎重に受皿をしっかりとつくっていただきたいという思いでありました。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 今、大原議員からお話がありましてとおり、対象となる方については、非常にセンシティブな内容を含んだ相談だと認識してございます。

先ほども申し上げましたとおり、場合によりましては、警察ともしっかり連携の上、そういった場所も含めまして慎重に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで、議案第24号の質疑を終わります。

議案第25号美幌町網走川中央地区畑地かんがい用水施設条例の制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めま

す。

これで、議案第25号の質疑を終わります。

議案第26号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第26号の質疑を終わります。

議案第27号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第27号の質疑を終わります。

議案第28号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第28号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

再開は、10時18分とします。

午前10時15分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第29号令和6年度美幌町一般会計予算について、質疑を許します。

事項別明細書の款及び項ごとに質疑を行います。

なお、予算書の第2表、債務負担行為及び第3表、地方債に対して質疑をする場合は、それに対応する事項別明細書の項の中において質疑を願います。

歳出について、1款議会費の質疑を行い

ます。

1 項議会費、84 ページから 85 ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、1 款議会費、1 項議会費の質疑を終わります。

次に、2 款総務費の質疑を行います。

なお、5 項統計調査費のうち 2 目地籍調査費については、8 款土木費において質疑を行います。

1 項総務管理費、86 ページから 105 ページまでの質疑を許します。

11 番大江道男さん。

○11 番（大江道男君） 私は、人事管理事務 659 万 7,000 円、当町の障がい者雇用率達成のための取組についてお聞きいたします。

以前も申し上げたのですが、我が町では、障がい者の法定雇用率の達成がなかなかできないと難儀をしております。様々な取組をされていると伺ってはおりますが、町民的にはどんな取組をやっているのかということで関心の高い問題であり、また、法定雇用率の達成というのは一つの町の評価に関わることだと思いますので、改めて、人事管理上、この取組についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 総務課長。

○総務課長（斉藤浩司君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

本町では、令和 2 年 3 月に策定しました美幌町障がい者活躍推進計画に基づきまして、現在、障がいのある方についても働きやすい職場づくりに向けて、また、法定雇用率の達成はもちろんのこと、障がい者を順次採用する取組を行っております。

1 点目としましては、障がいのある方の雇用に向けた取組であります。

一つ目は、採用に向けた取組としまして、養護学校への訪問、また、養護学校の

就職担当者との情報交換の実施です。令和 4 年度、令和 5 年度で取り組んでいる中で、コロナ禍においてはなかなか学校訪問ができなかったのですが、令和 5 年度は、5 類に移行した後、養護学校の訪問を再開しております。令和 5 年度は中標津の養護学校、また、令和 6 年度はこれまでも実績があります岩見沢の養護学校等への訪問も計画しております。

また、新規採用のことですが、それ以外にも現在障がいのある方の雇用に向けて、ハローワークの担当者との情報交換、また、採用に向けた支援を行っております。具体的には、障がいのある方には様々な特性がありますので、その方と美幌町が求める事務事業とのマッチングをハローワークの方と行っているところでございます。また、北見で開催されております障がい者雇用促進フェアに出展して、募集のブースを開いております。

それから、障がい者採用に向けた募集の広告も予算計上して実施しております。

二つ目は、受入れに対しての取組です。

美幌町にある事務事業の中で、障がいのある方の特性に合わせて事務事業の拾い出しを行いながら、障がいのある方が働いた後も定着できるようにということで、主査職以上を対象とした職員研修を令和 5 年度、令和 6 年度と実施しております。これは、障がいのある方とともに働くための研修ということで、ハローワークから講師を招いて実施しております。

また、受入れ部署の拡大ということで、令和 5 年、昨年 4 月から総務課で 1 名を既に雇用しております。さらに、令和 6 年度から学校教育課で 1 名を雇用することで、今、取り進めております。この採用部署についても、今後、総務課が間に入りながら、順次、拡大していきたいと考えております。

2 点目としましては、法定雇用率達成の見通しでございます。

今年の4月1日から、これまでの2.6%の法定雇用率が2.8%に変更となります。また、国で令和8年7月に3%に上昇するというので、障がいのある方の雇用については、順次、令和6年7月1日には1名、また、令和7年度、令和8年度で2名ずつ雇用し、達成に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） コロナ禍以降、令和5年度、令和6年度とそれぞれ障がい者が学んでいる学校に訪問して一定の感触を得られているのだと思うのです。私も従来から学校訪問などはどうしても必要だろうと思っていまして、その取組が行われているということに取りあえずほっとしているのですが、率直に、学校訪問をしてどんな感触なのでしょう。

○議長（戸澤義典君） 総務課長。

○総務課長（斉藤浩司君） 学校訪問の状況でございます。

コロナ禍においては、なかなか訪問することを許してもらえませんでした。就職担当者の方が来庁される機会がありましたので、意見交換をしております。また、昨年行った中標津、岩見沢の例でございますが、卒業者の中で美幌町についてはいろいろと課題もいただいております。

例えば、遠方の地域に親御さんがいるということであれば、生活面での支援も重要になってきます。卒業して1人で来られる中で、仕事だけではなくて、自分で自立して生活しながらという方を採用していくという課題もあります。5年前に岩見沢から1名来ておりますが、その職員も1人で生活するのに大変苦労した点もあり、新卒については町内にいる方とは限りませんので、親御さんから離れて働いていただくための支援を含めてお願いしたい旨の話はございました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 各市町村で障がい者雇用にどういう姿勢で取り組んでいるかというのは、率直に言って、知ろうとすれば知れる情報で、町の一定の評価に関わる非常に重要なものだと思います。

今後の見通しということで、雇用率も上がっていき、上がった雇用率に対応していくということになりますから、実人員の確保も大変難しい大きな課題だと思いますので、なお努力していただきたいと思います。

あわせて、美幌町にせつかく採用されて働いている方々の継続性ということで、課題があるのか、ないのかだけは教えていただきたいと思います。せつかく採用されたのですから、長期にわたって働いていただくという環境づくりも大変重要な問題だと思いますが、ここに関わっての取組はいかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 総務課長。

○総務課長（斉藤浩司君） ただいまの質問に御答弁いたします。

私どもも雇用した後の定着については非常に重要だと思っておりますので、障がいのある方については、所属長が一般職員よりも小まめに状況を把握しておくことが重要だと思ひますし、そのためにも、受入れとなる職員の研修についても力を入れていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） それでは、93ページの2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の旧美英福祉寮解体除却工事706万2,000円について、解体する事由の説明をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 馬場議員の御質問に御答弁いたします。

旧美英福祉寮解体除却工事の解体する事由についてでございます。

昭和４８年建築の旧美英福祉寮は、平成２７年に用途廃止以降、建物の管理及び周辺敷地の草刈り等を実施しながら未活用公共施設として維持管理してきたところでありますが、現在、国立大学法人北見工業大学において、一般住宅におけるエネルギー利用実態分析など、実証実験を行うための住宅を建設する敷地として、旧美英福祉寮敷地の空きスペースを活用し、当該実証実験住宅を建設しているところであります。

未活用公共施設の解体、除却につきましては、国の補助事業を活用しながら、これまで年次的に実施してきたところでありますが、当該補助事業は令和７年度までの時限措置であることや、実証実験に向けた周辺の環境整備、また、住宅完成後には多くの学生等が訪れると見込まれることから、安全面の確保のためにも、令和６年度に解体、除却することが好機と捉え、工事を実施しようとするものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ２番馬場博美さん。

○２番（馬場博美君） 平成２７年度に用途廃止以降、維持管理をやってきたということで、今回解体することについては理解しましたけれども、１点だけ教えていただきたいと思います。

北見工業大学による一般住宅のエネルギー利用実態分析等の実証試験が行われることについて、美幌町として、こういった実証実験の結果をどのように活用するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 御質問に御答弁いたします。

未活用公共施設の解体につきましては、地域の景観保全等を踏まえて計画的に解体

してきたところでありまして、令和２年度に、老朽化の著しい、有効活用が見いだせない建物として、内部計画として除却の計画を策定しているところであります。そして、旧美英福祉寮についてもその施設の一つでありました。

そんな中、北見工業大学からカーボンニュートラルに向けた実証実験の計画という御相談がありまして、ゼロカーボンを推進している本町として、実証実験の趣旨を理解しまして、協力できる部分については協力していきたいという思いから、今回、美英福祉寮の敷地を御利用いただいているところであります。実際に実験の結果について、直接、美幌町にとって利活用できるという明確なものはございませんが、社会全体のカーボンニュートラルの推進、脱炭素化に向けた広い実証実験が行われるということで本町も理解しているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ４番高橋秀明さん。

○４番（高橋秀明君） 馬場議員と同じところですが、趣旨は分かりました。

この除却工事の内容と詳細な内訳についてお願いします。

○議長（戸澤義典君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 高橋議員の御質問に御答弁いたします。

今回の除却工事の工事内容及び内訳につきましては、建物解体工事として３０７万３、０００円、とりこわし発生材の運搬９６万円、産業廃棄物処理１２５万３、０００円、アスベスト除去工事を含む一般管理費等１１３万４、０００円、消費税６４万２、０００円の計７０６万２、０００円となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ４番高橋秀明さん。

○４番（高橋秀明君） 工事内容というか、金銭面的には分かりました。

それから、先ほど馬場議員が質問してい

たところですが、北見工大の実証実験住宅を建設中ということで、この施設が危険建物ということで取壊しになるのだろーと思います。北見工大が実証実験をして、建築が進んでいると同時に解体工事ということにはならなかったのか、もしくは、北見工大から危険だよという要望があったのかどうか、教えてください。

○議長（戸澤義典君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 御質問にお答えいたします。

まず、今回、実証実験の住宅を建設ということでお話がありましたのが令和4年の7月頃かと記憶しております。その後、住宅を建設する敷地として適当な場所があるかどうかとやり取りしながら、最終的に美英福祉寮の空き地を利用するということで賃貸契約を結ぶ状況に至り、昨年の5月15日付で契約しております。

先ほどお話をさせていただきましたが、これまで住宅、未利用施設の建物の解体については補助事業を活用して実施させていただいているところですが、令和5年度の補助事業にのれる、関係機関に対する申請等の行為が既に終了している状態であったことから、令和5年度の解体は見送らせて、令和6年度に向けて予算計上をさせていただいたところであります。

あわせて、令和5年度については、同様の補助事業を活用して、大きな事業費がかかった状況で旧ゆうあいセンターを解体させてもらっておりますので、事業の平準化という意味でも令和6年度の解体を目指したいということです。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 2款、1項、4目、14節の同じ場所であります。

私が端的にお聞きしたい点は、旧美英福祉寮アスベスト含有事前調査業務は先行す

べきものであるが、そして、先ほどの高橋議員と同じように、積算内容について再度お聞かせ願いたいと存じます。

○議長（戸澤義典君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 吉住議員の御質問に御答弁いたします。

今回、解体を計画しております旧美英福祉寮につきまして、一般住宅と比べまして、さほど大きな建築規模ではないことから、アスベストの使用が比較的低い建材が使用されていると見込んでおります。また、建設当時の図面、仕上げ表が存在していることにより、現地確認等による工事費の積算が可能であったことから、先ほど御説明しました内訳の内容で参考見積書を徴取の上、令和6年度にアスベスト含有調査を実施後、年内に解体除却する計画で予算計上させていただいたところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 確認をさせてください。

現地調査に当たって、判定は誰がされたか、資格等も含めて明確にさせていただきたい。

それから、アスベストというのは見た目の規模に関係ないのです。通りすがりですが、例えば、あそこに煙突がありますので、私は調査が必要だと思うのです。大きなポイントとして、まず、煙突があるか、ボイラー室があるかという観点で、可能性が予測できるのです。もし建てたときの過去の図面があるというのなら、後でいいですから、質問者である私にも見せていただけないか。アスベスト調査をするときに、個人住宅ではないのですけれども、要点は、煙突、あえて言えばボイラー室に注意を払って見なければいけないという勉強もしてきたものですから、規模は関係ないのです。まず、頭を切り替えてください。

もう一点、工事費用のことも、積算内容について引っかかるのです。例えば、私の経験上から言うと、アスベストがあるだけで、工事代金は今の単価で言えば300万円、400万円はざらだという思いがあります。そうすると、細かい数字は別として、すぐに1,000万円も1,200万円もいくだろうという思いがあるのです。ですから、言葉は分かるのです。アスベスト調査をした後に発注しますからというのはそのとおりだと思うのですが、強いて言えば、アスベスト調査が終わった後にしっかり積算をして、追加予算でもすべきではないかというのが私の意見です。

ここで一番のポイントは、美幌町の今回の場所ではなくて、アスベスト関係は、あるのかないのか、どういうアスベストがあるのか、どういう処分方法でするのかという確定がなければ、予算そのものを提案できないものだと思っています。よく土木で設計変更がありますが、同じ設計変更でも、1割、2割だったら今までの全体の予算の中でクリアできるけれども、例えば、3割を超えたら予算を確保するための議会を開いていただくと。予算をつくるためにです。ちょっと基準を勘違いしているかもしれないと、私は危惧しているのです。

ですから、先ほど言ったようにアスベストは先行します。これは言葉のとおりです。でも、続けて予算を出すのはいかななものかなということを投げかけておきます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 続きまして、95ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の各種行事等報償96万6,000円のうち、食品アップリフトアドバイザー事業85万円について、事業内容及び積算の内訳についてお伺いいたします。

○議長（戸澤義典君） 地方創生担当主

幹。

○地方創生担当主幹（竹下 護君） 御答弁申し上げます。

本事業におきましては、昨年12月に全日本司厨士協会北海道地方支部と本町が連携協定を締結したことを契機といたしまして、町民の皆様に連携協定のメリットを直接感じていただける事業の一環として企画されたものでございます。

事業内容といたしましては、町内で飲食店を営む方が持つ、使用してみたい具材や新商品のストーリー設定などのお困り事に対しまして、司厨士協会がブラッシュアップを行うものでございます。年に1回、公募により申請を募りまして、その中からブラッシュアップが可能な事業を審査し、採択された案件には支援計画を策定し、策定されました支援計画に基づきまして、年間を通じて支援を行うものであり、採択件数は年に二、三件を想定してございます。

予算につきましては、司厨士協会への協力報償となっておりまして、道外からお1人12万円、5回分で60万円、道内からお1人5万円掛ける5回分で25万円、計85万円の予算となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 2番、馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） それでは、具体的に説明をお願いしたいと思います。

先ほどの説明の中で、公募の申請により可能な事業を審査し、採択することですが、審査は誰がやるのかということが1点です。また、採択件数で2件から3件というものがあるのですけれども、例えば、内容が非常にいいということで3件以上になった場合についての対応はどのように考えているのか、この2点をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 地方創生担当主幹。

○地方創生担当主幹（竹下 護君） 御答

弁申し上げます。

1点目の御質問の審査につきましては、司厨士協会の方と総務部政策課で審査をしたいと思っております。審査の観点、司厨士協会が加わることによってアップリフトが可能かどうかということ、観点を審査をしたいと考えてございます。

続きまして、採択件数の目安の二、三件ということですが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたアップリフトが可能かどうかというところで、どういう支援をしていくかという計画を策定していくことになります。手助けをする計画の内容によっては、例えば、1回の御協力で済むため司厨士協会の対応が可能であれば、4件、5件という採択も可能かと思えますけれども、まずは2件もしくは3件を目安として採択し、アップリフトをしたいと考えているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典君） 2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 審査については理解いたしました。

ただ、採択について、2件か3件を選ぶということですが、先ほど私が言いましたように、その中にもっといいものがあった、4件も5件もあった場合の対応は具体的にどうするのか、それでも1件か2件でやめてしまうのか、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 地方創生担当主幹。

○地方創生担当主幹（竹下 護君） 御答弁申し上げます。

実際に支援計画に基づいて支援を行うのは司厨士協会の対応ということになりますので、司厨士協会のほうで対応可能な時間、時期ということが前提の条件になるかと思っております。

繰り返しですが、その時間が可能であり、いいアイデアがあれば、もちろん4

件、5件としたいところですが、まずは二、三件というのは時間の制約上のものでございますので、御理解いただければと存じます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 2款、1項、5目、12節における、ふるさと寄附金特設サイト維持管理委託料231万円、ふるさと寄附金特設サイト更新等業務委託料234万1,000円の積算内容についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 吉住議員の御質問に御答弁いたします。

初めに、ふるさと寄附金特設サイト維持管理委託料についてでございます。

こちらは、美幌町が国の交付金を活用して令和3年度に開設した特設サイトの維持管理業務の委託でございます。積算の内訳としましては、年額でございますけれども、サーバー関係、ドメイン費用が6万6,000円、レンタルサーバーの費用が46万2,000円、そのほか、サーバーセキュリティ費用が72万6,000円、プログラムを監視するなどの管理業務が66万円、バックアップ費用が39万6,000円、合計で231万円となっております。

続いて、ふるさと寄附金特設サイト更新等業務委託料についてでございます。

こちらは、ホームページの更新やホームページの閲覧に誘導する情報発信、インターネット上の検索で人の目につきやすくなる対策などの業務の委託となっております。

積算の内訳としましては、こちらも年額でございますけれども、活用事業の紹介ページ更新としまして19万8,000円、SNSによる情報発信の費用としまして、月2回、年間24回を見込みまして52万

8,000円、SNSへの広告費用としまして、同じく年間24回を見込み26万4,000円、SEO、検索エンジンへの上位掲載対策というものがあまして、その費用としまして、同じく年間24回を見込み46万2,000円、そのほか、新規返礼品の紹介ページ、20商品程度の追加を見込みまして33万円、新規特集事業所の紹介ページ、二つの事業所の追加を見込みまして14万3,000円、SNSキャンペーン用の特産品代としまして、年間6回を見込み24万円、ランキングの更新としまして、年間2回程度を見込み17万6,000円、こちらの合計で234万1,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 感心しました。きっちり项目的には積算をやってきたのだなという気がします。

私がここで申し上げたいのは、コンピューター関係は私もよく承知しておりませんから、どういう金額が妥当なのか、丸めて言われても困るのですが、今回はむしろ褒めてあげたい。

令和6年度はこういう金額で、今の予算額で発注したいという思いが伝わってきておりますが、令和5年度の実績、今回の発注に当たっての仕組みと今までの仕組みにかなりの相違があると思っているのです。御用意があれば口頭でも構いませんので、そこら辺の説明をお願いしたいです。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、特設サイトの委託料につきましては、昨年度の決算でも御指摘をいただいた部分でございます。3年間の長期継続契約ということで結んでいたわけでございますけれども、いわゆる成功報酬といえますか、寄附金の額に2%だったか

と思いますが、それを掛けた委託料で実際にやっております。

ただ、特設サイトにかかる維持管理費用については、成功報酬というよりも、固定費でかかるものについてきちんとお支払いすることが適正ではないかという御指摘をいただきました。ですので、令和5年度の委託料につきましても、今、御説明しました令和6年度と同様の積算方法によりましてお支払いできるよう、変更契約について相手方ともお話をし、了解を得られておりますので、その点を御説明したいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） まだ令和5年度は終わっていませんけれども、令和5年度の大体的見込みが分かっていると思えます。例えば、900万円ぐらいいくのか、1,000万円近いのかということです。

私は今回、きちんと見積もればできるのだなと逆に褒めてあげたいのです。これ以上しゃべると一般質問のようになりますから、発信したい要点は、こういうコンピューター関係は、ふるさと納税ばかりではなくて、他の部署でもコンピューター関係でいろいろな予算がついておりますので、きちっと見積りをしてくださいねということです。このことを本音としては発信したく、この質問をこの場でさせていただきました。

最後に、皆さんは大体分かっていると思えますけれども、実績だけちょっと触れて終わりにしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 令和5年度のふるさと納税の特設サイトの維持管理委託料の実績でございます。

令和5年度におきましては、先ほど部長から御説明させていただいたとおり、当初2.2%という契約ではございましたけれども、そちらに上限というような形での

（「金額について」と発言する者あり）

金額につきましては、維持管理業務委託料、消費税込みで594万円という見込みでございます。

更新業務等委託料につきましては、今、手元に資料がないので、確認して御答弁をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 同じ款項目で、ふるさと寄附金特設サイト更新業務等委託料の説明を受けましたけれども、その中で、ランキング更新、トップページ返礼品一覧という項目がありました。これは、美幌なのか、全道なのか、全国なのかをお知らせさせていただきたいと思いますし、例えば美幌町でだけのランキングであれば、どのような目的でこれを行っているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 御答弁申し上げます。

ランキングの更新の考え方でございますけれども、こちらは美幌町における返礼品の上位ランクを掲載するという事で取り組んでいるところでございます。

この目的としましては、美幌町の寄附金、返礼品について、こういったものが世間から人気があるのか、そういった情報発信を対外的にすることによって、その商品の魅力に気づいていただきたい、そのためにランキングの掲載をさせていただいているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） ランキングをこのように上げているわけですがけれども、それであれば、これによって売上げが少しは変わったのか、つかめる範囲でお願いしま

す。

○議長（戸澤義典君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 御答弁いたします。

ランキングの掲載が売上げといいますか、寄附の増額につながったかというところでございますけれども、こういった関連性があるかという正確な分析まではできていない状況でございます。

ただ、令和4年度、令和5年度とランキングを比較しますと、上位の返礼品、第1位の北海道ブランド牛の赤身、第2位のタマネギのLサイズにつきましては、そういったランキングに変動がないことから、こういったものは人気があるという情報の掲載、発信の結果ではないかと考えているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） ランキング別に品目をずっと挙げていますけれども、この中で、例えば、赤肉とか、タマネギとか、これはこういうものですよ、これはこういうところで作っています、あるいは無農薬ですとか、いろいろなことがあると思うのですが、そういう説明か何かも一緒につけているのでしょうか。

もしなければこれからそういうことを考えていかないと、相手方にアピールするためにも必要かと思います。ついているのか、ついていないのかだけです。

○13番（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 御答弁いたします。

特設サイトの中に返礼品の紹介ページがございまして、それぞれの返礼品に対して説明をつけてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 吉住議員、大原議員と同じ箇所ですが、2人の質疑でおおむね理解はしました。

その中で、金額は小さいのだけれども、ふるさと寄附金カタログ作成等業務委託料についてです。言葉は分かるのですが、実際にこれはどこで製作しているのか、もしくは、常時更新していつているのか、その確認だけをしておきたいと思いません。

それから、大原議員も言っていました返礼品の状況ということで資料等を見ていただいて、人気があるものはいいのですが、失礼な言い方になりますけれども、登録していてもほとんど人気がない品目の取扱い、また、今後の開発状況をお知らせいただきたいと思えます。

○議長（戸澤義典君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 御答弁いたします。

まず、ふるさと寄附金カタログ作成等業務委託料について御説明をさせていただきます。

こちらは、A4判で三つ折りの規格を想定しておりまして、デザイン等も含めて200部程度を作成する予定でございます。返礼品の追加やランキングの更新等についても掲載しておりますので、このカタログは毎年作成させていただいているところでございます。

続きまして、製作者でございますけれども、令和5年度の実績としましては、株式会社魯山で作成してございます。令和6年度につきましては、町内の業者等に見積り等を取った上で業者を選定していきたいと考えております。

続きまして、返礼品の関係でございます。

人気のある返礼品とそうでない返礼品がありまして、なかなか人気が出てこない返礼品の取扱い、考え方はいかななものかというところにつきましては、年間を通じて

数件程度の申込みしかない返礼品も残念ながらあるのですけれども、そういったものについても、PR、情報発信をさせていただきまして、募集を続けていきたいと考えております。今のところ、人気がないからといって登録を抹消するということまでは町としては考えてございません。ただ、取扱い事業者から取り下げたいという御要望がありましたら対応はしていきたいと考えているところでございます。

また、返礼品の開発状況でございますけれども、町として事業者とタイアップしてこういった返礼品を開発するという業務委託等については予算を計上しておりませんが、開発状況といいますか、各事業者からこういった返礼品を登録したいといった御相談には随時応じております。令和5年度におきましては、4月から今年の1月にかけてまして、ジンギスカンですとか牛サガリ等の肉類のほか、ベーグルですとかグラスフェッドアイスなどの食品を主体として、合計10点ほどの返礼品を登録している状況にございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 先ほど、人気のない商品と失礼なことを言いましたけれども、思いとして、今、年間に1回、2回程度の商品もありますと答弁していただきました。それであればなおのこと、商品開発という意味では、人気のない商品の再開発というか、よりグレードの高い商品に進化していただくような取組の助言を町としてもする、もしくは本人も開発に取り組んでいただきたいという意味合いで言ったつもりです。そういう応援が大事だと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 御答弁いたします。

そういった商品に対しては、情報提供を

いただいて、なぜ人気あまり出ていないのかという分析は我々もしております。取扱事業者とそういったところを相談することによって、つなげて、今後人気が出るように修正や改善の提案はさせていただいています。

ただ、例えば、美幌町の返礼品としましては、空き家の管理というものをPRする上で、こういったものもあるということで取り組んでいる返礼品もございまして、そういった部分についてはなかなか改善や改良ができない状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 暫時休憩します。

再開は、11時20分とします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和6年度美幌町一般会計予算について質疑を行います。

先ほどの2款企画費で議席番号10番吉住議員から質疑があった件について、理事者側から答弁の申出がありますので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 先ほどの吉住議員からの御質問でございますが、令和5年度分のふるさと寄附金特設サイト維持管理委託料、契約の変更ということで、今、相手方とお話がついているわけですが、その金額につきまして、維持管理委託料が594万円、特設サイト更新等業務委託料として61万6,000円となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 2款、1項、5目企画費の移住相談拠点施設運営等業務委託料1,999万9,000円の業務内容及び

積算内容について説明いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 地方創生担当主幹。

○地方創生担当主幹（竹下 護君） 御答弁申し上げます。

本事業におきましては、多様な主体による交流を通じたコミュニティ活性化や移住定住・関係人口の創出を促進するため、移住相談拠点施設K I T E Nの運営業務や移住希望者からの相談業務、企業等のコワーキングスペース利用促進に向けた企画・運営業務、地域おこし協力隊インターン制度を活用し、学生や若者を対象とした短期滞在型インターンプログラムの企画・運営業務を委託するものでございます。

積算内訳としましては、地域おこし協力隊経費が3名で約1,560万円、移住者との意見交換会開催経費が2回で約2万円、企業ワーケーションツアーの開催につきましては6社で66万円、ワーケーションツアーの参加補助費として6社で33万円、K I T E Nのホームページの維持管理費が年間33万円、運営費が99万円、そして、地域おこし協力隊インターンは夏と冬2回開催予定で、6名で約108万円、そのインターンプログラムの作成費として99万円で、合計1,999万9,000円の予算となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 内容は分かりました。

2点ですが、まず、来年度の地域おこし協力隊経費の上限が今年度より40万円アップするという説明がございました。これは、いわゆる人件費相当分で拡充されるのか、その他の経費で拡充されるのか、その辺の拡充の中身を確認したいです。

それから、今回、初めて協力隊のインターン制度を活用するということですが、こ

の予算の中のインターンプログラムというのは、具体的にどういう内容をつくるのか。また、今年初めての事業ですけれども、今回、インターンプログラムをやってみて、その成果によっては来年度以降も引き続いて、継続してやっていこうとするのか、その辺の考え方について説明いただきたいと思います。

次に、夏と冬ということで6名15日となっていたのですが、この辺の計画の配分について、夏は何日ぐらいなのか、冬が何日ぐらいなのか、もしその辺の内訳が分かればお教えてください。

○議長（戸澤義典君） 地方創生担当主幹。

○地方創生担当主幹（竹下 護君） 御答弁申し上げます。

1点目は、今回、特別交付税措置の改正がございまして、増額分は主に人件費相当ということでお伺いしております。具体的には、賃金相当額が366万円で、その他家賃手当や福利厚生費などの経費相当額が154万円という考え方になっていることを確認しております。

続きまして、インターンプログラムの内容でございすけれども、実際にインターン生に来ていただきまして、どのような体験をしていただくかというプログラムをつくりま

す。具体的な事業内容としては、地域活動として、町民の方ですとか地元企業との交流なども予定しておりますので、インターン参加者の挑戦機会の創出ですとか地域づくりの現場を体験できるようなもの、それについて地域の方とプログラムを組んでいくと御理解をいただければと思っております。

夏、冬とそれぞれ2週間程度、マックス15日ですけれども、それぞれ15日程度で予定をしております。

そして、インターンプログラムですけれども、今年度は既に実施しております。

夏3名、冬2名の参加がありまして、中には北海道の公務員志望の方もいらっしゃったり、地域の方との交流なども含めて手応えを感じているところでもございますので、令和6年度も実施し、この事業が続くようであれば美幌町として継続していければと考えてございます。

よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） ほぼ人件費で拡充されるということです。地域おこし協力隊は、国の財政措置があるということで、人材確保のためには喜ばれることですから、国も支援してくれるということでよいと思います。

インターンプログラム関係の作成費というのは、外注をするという意味で受け止めていいのでしょうか。それとも、町でつくったプログラムを印刷するとか準備するという意味なのか、発注が業務委託的な内容なのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 地方創生担当主幹。

○地方創生担当主幹（竹下 護君） ただいまの御質問ですけれども、主に後者のプログラムを作成する業務を委託するというところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 続いて、2款、1項、6目辺地対策費のデマンドバス運行業務委託料810万1,000円、令和4年度から令和5年度の利用実績見込み及び積算内訳について御説明いただきたいと思

います。

○議長（戸澤義典君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

デマンドバスも一びーの利用実績でございますが、令和4年度は3,800人、令和5年度は、2月末でございますが、4,525人となっております。

次に、積算の内訳でございますが、時間当たりの単価に運行時間を掛けて積算しております。この時間当たりの単価は、国交省が都道府県ごとに定める1時間当たりの標準的な経費を使用しております。令和6年度は3,589.83円が1時間当たりの単価となっております。運行時間は準備も含めて1日6時間、こちらが354日です。さらに、令和6年度は、冬休みの期間に試験的にリリー山までの運行を予定しております。これが前後30分を足しまして運行時間が7時間となりまして7日間、計361日間の運行経費に事務手数料の30万円を加えまして810万1,000円となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 2月末見込みで700人ぐらい増えているということで利用促進にはなっていると思うのですが、日平均で見ると、令和4年度と令和5年度は何人ぐらいになるのでしょうか。

あわせて、日平均が出てきたら分かると思うのですが、私も時々車を運転していて、まちなかでも一びーを見ますが、残念ながら、相変わらずびっちり乗っていることが少ない状況です。今まででは3人ぐらい乗っていたのが一番多いのかなという感じで見えていたのですが、日平均が出された数字で幾らになるのかということと、以前も聞いたと思いますが、増やすために町民にどのような形でPRをしているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

令和4年度は1日当たりにして10人ぐらいかと思います。一方、令和5年度は十四、五人ぐらいの計算になると思っております。

増やすための方策としましては、昨年度、利用者様のニーズに応じてバス停を4か所増やしております。さらに、宣伝といたしましては、広報はもちろんのこと、各種団体で使っていただけるように呼びかけなどを実施しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） いろいろな意見を聞きながらバス停を4か所増やしたということですが、これは始まってまだそんなに年数がたっていません。限られた運行時間の中で住民ニーズを全部受け入れることは非常に難しいと思うのですが、それにしても、日平均で言うと前年より二、三人増えた程度です。せっかくの制度なので、もっともっと足として活用していただきたいと思います。

令和5年度と同じように、町民からの要望等があれば、同じようにバス停を増やしたり、運行区域の拡大について定期的に住民の皆さんの要望を聞きながら令和6年度も取り進める考えなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 今、お話がありましたとおり、も一びーの乗車率の拡充等、令和6年度以降もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

その中で、先ほど課長も申し上げましたとおり、しっかりと広報宣伝するといったことはありますが、も一びーは、広域的な地域間のバスと違って小回りが利く状況になってございますので、そういった意味では、細かな部分での対応も可能かと認識しております。そういったことも含めまして、町民の方々の意見等につきましては積

極的に受け入れていく中で、先ほど申し上げましたバス停の増設も引き続きやっていきたいと考えてございます。

また、地域の拡大につきましては、現在、制度上、美幌町内全域がもーびーの対応ができる地域登録になってございますので、そういった意味からしましては、運行状態や運営の効率化といった課題もございますが、その範囲内で可能な部分につきましてはしっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 私からは、2款、1項、6目、12節の総務費、総務管理費、辺地対策費の公共交通運転手業務委託料についてお伺いをさせていただきたいと思います。

今回の業務委託料につきましては、地域おこし協力隊2名の採用についてという内容でございますが、具体的な募集内容、募集関係、そのタイムスケジュール等につきましてお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） ただいまの質問に答弁させていただきます。

公共交通運転手業務委託料につきましては、全国的に深刻な運転手不足の現状を踏まえ、将来、美幌町の公共交通を担う地域おこし協力隊を募集するものでございます。募集人員は2名、委託業者が地域おこし協力隊を雇用し、町から委託事業を実施することになります。

協力隊の業務は、地域公共交通の課題や利用促進、路線バス、スクールバス、もーびー、多目的バス、乗合タクシー等の運転業務、また、美幌町に移住したことの経験を踏まえて、運転手採用活動のサポートなども行っていただきます。

任期は1年間でございますが、最大3年間で予定しております。

予算の内訳につきましては、給与、手当、社会保険料で356万円、こちらは10か月分の積算となります。そのほかに、旅費が21万円、住宅準備支援金が20万円、免許取得費用の助成としまして45万6,000円、合計442万6,000円となっており、これを2名分予算化しております。さらに、求人サイトへの掲載料としまして33万円を2回分計上しております。

この経費を活用いたしまして、これから募集を開始することになりますが、まず、4月から民間の求人サイトに掲載いたします。3月中に移住・交流推進機構、JOINに地域おこし協力隊募集サイトがございまして、そちらに掲載し、町のホームページ、SNSにも3月に掲載する予定でございます。さらに、交通事業者によって周知も行っていただきます。応募の締切りは5月中旬を予定しており、その後、採用試験を経て、最短で6月からの勤務を予定しております。

今後の協力隊の確保に向けて、公共交通事業者と協力しながら努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 今、受けた内容につきましては確認をさせていただきました。

また、今日のこの質疑に当たり、今日の道新にたまたま出たものですから、タイムリーで非常に聞きづらい面もあったのですが、これから地域おこし協力隊の採用という部分ですが、現実に採用に至らなかった場合に、公共交通をどうしていいかというところですね。採用に至らなかった場合の今後の対応についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） 採用に至らなかった場合がございますが、町といたしましては、このほかにも、昨年度、9月の定例会で補正予算をお認めいただいて、様々な支援を行っております。

残念ながら、今回、地域おこし協力隊に応募がなかったとしても、継続して公共交通事業者と協力、連携しながら、随時、運転手の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 横山議員と同じところの質問で、一つだけ教えていただきたいと思います。

業務内容で、公共交通の課題提起や利用促進は分かります。それと、路線バス、スクールバス、もーびー、多目的バス、タクシー等の運転業務と運転手採用活動のサポートとありますけれども、本目的はどちらなのでしょう。本音として、運転手をしてもらうのに協力隊として来てもらうのか、全般的な公共交通の確立のために協力隊に協力を願うということなのか、その目的を聞かせてください。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 今回、地域おこし協力隊の制度を活用して、運転手、乗務員の確保を図ろうということでございます。

今お話がありましたとおり、乗務員不足に当たっては、一義的には乗務員をしっかりと確保したいというのが本音のところではございます。ただ、地域おこし協力隊の制度を活用いたしますので、特定の財源をいただいた中での活用という中であっては、そういった財源も活用して、公共交通全体、地域の活性化、コミュニティーの増進、そういったことも含めましてしっかりと取り組んでいきたいと考えてございます

ので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 予算書の99ページ、住民活動推進事業の中で、集会室等の利用率の向上に対する取組についてお聞きいたします。

従来から、集会室の利用状況がなかなか伸びていないということで心配しておりますが、私の所属する自治会でも、実は町からの交付金を充てて集会室の利用料を入れても、特別会計で赤字になっているという状況で、町内会活動にとっても重荷になっているというのが通例ではないかと見ています。

そこで、利益が上がっているというところももちろんあると思うので、全数の中で黒字になっているところがあるのであれば教えていただきたいと思います。多分、全体としては赤字の状況ではないかということをお心配しています。状況をお知らせいただきたいと思います。

もう一つは、残念なことですが、例えば、私は議会報告会で集会室などをなるべく使うようにしているのですが、多くの場所では、こういうところに来て報告会をやってもらうのはありがたいというのが共通の反応ですけれども、一、二の施設においては、けげんな感じでのです。そういうものに使えるのか、物によっては受け付けないということも現実に発生しています。私個人との関係で何か思うところがあって、そんなものは貸せるかという方がいらっしゃることは分かっていますが、事は集会室です。公の施設で管理を委託されているという状況では、個人的な気分や感情で貸すとか貸さないということはすべきではないし、むしろ積極的に、大いに利用するのがいいと思うのです。

集会室を積極的に活用しようということでの制限因子を探すのではなくて、積極的

に利用できるというPRに勢いがいいからかなと思うのですが、私の所属する政党であれ、それぞれの団体であれ、積極的な利用に門戸を開くということがより必要になっているのではないかと思います。そういう点で、取組の状況と今後の対応を聞かせていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） ただいまの御質問に答弁させていただきたいと思います。

私からは、1点目の維持管理費用について説明させていただきます。

集会室の維持管理は指定管理という形でやっておりますので、基本的には赤字にならないよう委託料を支払っていますが、一部、自治会の会員が利用する場合に、その利用料を自治会費から支払っているケースがございます。そういった場合は自治会費から支出している形があると思います。

いずれにせよ、指定管理でございますので、赤字で経営するということは本来の形ではございませんので、もしそういうケースがあれば御相談をいただければと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 私からは、今後の対応等も含めましてというお話でございますが、基本的に、地域集会室におきましては、地域住民の集会活動の場として大変重要な役割を担っていると認識しています。

一方で、今、課長からも話がありましたとおり、施設管理は自治会ということで指定管理をさせていただいてございますが、その施設の秩序維持、そしてまた安全確保にしっかりと努めるといった責務を有してございます。

御質問のございました集会室の利用につきまして、利用申請の審査基準は集会室条

例に基づいて行われるということが原則となっております。集会室条例により判断をにくいといった場合につきましては、都度、その自治会から担当に御連絡をいただいて、担当でも併せて対応をさせていただいているところではございますが、原則的に、利用につきましては不公平が生じることがないように、また、利用制限などについても、さらに分かりやすい内容で、その基準を明確に前もって周知をしていくということは当然ながら必要なだろうと考えてございます。

条例に抵触していないのに利用を認めない、こういったことにつきましては、利用者の権利を侵害する可能性もございますので、そういった意味からも、客観的な基準に基づいて管理運営をしていくことが必要と考えてございます。

また、お話がございました担当者などによる個人的な見解に基づく判断につきましても、当然ながら、透明性に欠け、利用者の理解を得にくいものということでございますので、透明性を高めていくことも必要であると認識してございます。

今後におきましても、お話ししましたとおり利用基準などを明確にして、それを公開し、利用者に分かりやすい仕組みづくりを構築してまいりたいということとはもとより、公平性、透明性をしっかりと徹底して地域住民の皆さんの信頼を得られるような施設管理、運営を図ってまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 広く積極的に利用が促進されるという取組を期待しております。

もう一つ、人口がどんどん減って、民間の個人事業主の方々も業務を畳まなければならない、店を閉じなければならないという中で、せっかく地域に集会室があるの

で、自分たちも積極的に利用できないものかという相談がありました。

条例上は、営利を目的として使用するときには駄目となっていますので、業者が本来の業務のために使うというのは、入り口で駄目となる問題です。しかし、業者も住民の中の団体です。目的は営利なのですから、ぜひ美幌町で積極的に、事業活動のために抵触しない範囲の中で認めるべきではないかという思いはあるのです。個人ももちろんだけれども、個人事業主も含めて、利用率が非常に少ない集会室を積極的に開放するというのは課題ではないか。入り口の段階で、あなたの目的は営利でしょう、したがって貸しませんと、この答えは一つだけということにはならないのではないかという思いがあります。それでは、どういう範囲で、例えばその場所で物品を直接販売することはいかがなものかというようなクッションがあっていいのではないかという思いもいたします。集会室は全くの個人の営利を目的としていない事業にのみ使われるという縛りだけでいいのだろうか。

確かに、必要な運営経費については町が助成金を出してバランスを取っているから問題はないとなりますけれども、町が出すお金は、結局は住民からいただいた税金です。利用されない限り、助成金は増えざるを得ないという延長線だけで考えていいかどうか。

あるいは、人口がどんどん減って、事業所も減っていくのが当たり前の時代に、なお、その中で利用できるものは積極的に利用させるという姿勢は必要なことではないかと思うのです。現状だけではなくて、将来に向かって、集会室は各地域に散らばっていますので、その積極的な利用に向かって大いに考えるべき問題ではないかとも思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 集会室の

利用につきまして、様々な要望、ニーズ等があるのは承知しているところでございます。

現在、集会室の在り方、目的に沿った形の運営ということは基本と考えてございます。今後につきましても、その考え方については、しっかり基本と捉えてやっていく必要があるだろうという認識ではございますが、今、議員からお話がありましたとおり、それぞれ御意見もあると思います。一くくりにしてイエスかノーかといった課題があることも承知しているところでございますので、様々な御意見または要望等もお受けする中で、今後、いろいろな形で整理をしていきたいと考えてございますが、現在は、あくまでも基本的な在り方は守りつつ、大きな意味での考え方は整理をしていきたいと考えてございます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

2 番馬場博美さん。

○2 番（馬場博美君） 103 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、10 目電算管理費のDX対策業務委託料8,400万6,000円について、令和5年度の実施状況、令和6年度の業務内容及び今後の見通しをお伺いいたします。

○議長（戸澤義典君） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護君） 御答弁申し上げます。

DX対策業務は、令和3年11月に策定しました美幌町DX推進計画により、令和7年度末に向けて様々な取組を行っているところでございます。

国は、DX対策の大きな取組といたしまして、税や戸籍などの基幹システムについて、国内全体を標準化するシステムへの切替えを実施することとしておりまして、本町におきましても、令和5年度には現在の美幌町のシステムが標準仕様と比べてどれだけ異なっているのか、または問題がない

のかの分析などを行っております。そして、令和6年度から令和7年度にかけて、政府が準備しているクラウドでございますがバメントクラウドへの新規システム構築を行うこととしております。

なお、新システムの稼働は令和7年度末を見込んでおりまして、新システム導入に併せまして、現在の業務の流れを標準仕様の業務の流れに変更するというも行っております。

その他、令和5年度にはゼンリン地図のオンライン閲覧システムやセキュリティ研修の委託業務などを行っております。

令和6年度は、先ほど御説明いたしました標準化システムへの移行のほか、新たに生成AIの導入やマイナンバーカードを活用した個人通知システムの導入などを行う予定です。

美幌町DX推進計画は令和7年度までの計画となっておりまして、令和8年度以降は第2期計画を作成し、推進していく予定でございます。国の動向を注視しながらデジタル化の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 今の課長の説明で理解はしました。

ただ、1点だけですが、新聞報道によると、実際においてはシステムの移行が非常に遅れており、令和7年度末は非常に厳しいのではないかとという話もされておりました。

そこで、令和5年度の分析結果で調査をしているのですが、今のところ、令和7年度末までには移行できるということなのか、現在、本当に問題があるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護君） 御答

弁申し上げます。

現在、新聞報道等で間に合わないのではないかとというのは主に大きな自治体でございますけれども、そういった自治体は独自でシステムを構築しているところがほとんどでして、標準化に合わせていくのが困難だという事態になっているとお聞きしております。

美幌町規模の自治体におきましては、標準化に近いパッケージを購入して構築しているという現状がございまして、現時点におきましては間に合う見込みで進めております。

また、令和5年度に行いました現行システムのチェックですけれども、特段、大きな問題、課題等はございませんが、現段階におきましても国は仕様の変更をしております、最近でいきますと、先月もまた仕様変更をしている状況でございます。

したがって、令和6年度に入りましたら、最終版と前回のチェックを行っていきたくて考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 私からは、2款総務費、1項総務管理費、10目の電算管理費のデジタル推進事業、デジタル人材育成業務委託料185万7,000円の業務委託内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護君） 御答弁申し上げます。

美幌町DX推進計画に基づきまして、職員がDXに関する知識を向上させ、自発的に自分の業務の改善策を出せるようになることを目的に、職員向けにデジタル人材育成研修を実施するための業務委託となっております。

業務内容といたしましては、自治体IC

Tの初級から中級程度のネットワーク、ハードウェア研修と応用編としてのエクセル、ワード、パワーポイント研修など、年3回から5回の研修を委託するものです。

なお、受講者は、若手職員を中心に20名程度を予定しております。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） まず、若手の20名程度の人選方法をどのようにするのかということと、研修内容のことで、職員が職員に教えるのか、外部講師を連れてきて講習をするのか、もう一点は、この事業は何年ぐらい継続させていこうとされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護君） 御答弁申し上げます。

1点目の人選につきましては、入庁から5年から15年程度の職員で、各部局から平均して20名程度を選出したいと考えてございます。

続きまして、講師につきましては、外部講師を招聘して授業をしていただく予定でございます。また、事業期間でございますけれども、今回、単年度の予算要求とさせていただいておりますが、計画としては、まずは2年間実施をしてみたいと考えてございます。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 同じく電算管理費です。

今、概要を聞きましたが、業務内容と積算内訳についてお尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 窓口業務でいいですか。

○6番（上杉晃央君） はい。

○議長（戸澤義典君） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護君） 御答弁申し上げます。

本業務は、窓口における申請書など作成時の記入量削減を目的としまして、マイナンバーカードなどの利用による申請書印刷システムを導入しようとするものでございます。

具体的には、希望される申請書を選択した上で、マイナンバーカードや運転免許証などを読み取り、カードに保存されている氏名、住所、生年月日、性別の情報を申請書に記載した状態で印刷することが可能となるシステムでございます。

積算としましては、カメラにより顔認証ができる端末が3台で583万6,000円、対面による本人確認の上、申請書を印刷することができる端末が6台で208万6,000円となっております。

なお、各システムの配置につきましては、1階の各窓口に設置することとしまして、本格稼働は本年10月頃を予定してございます。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 答弁の中で、若手職員20名程度ということですが、当然、美幌町役場全体でDX推進をしていくということになると、部の偏りなどがあるのでは駄目だと思うのです。職員を各部にバランスよく配置しても、当然、人事異動等もありますから、今後、1回だけの研修だけではなくて、継続的に年に3回から5回とやっていくと思いますが、全職員がこういうことを十分熟知して対応できるようにするため、これからも年次的に研修を組み立てていくのか、その辺の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 上杉議員、今の質問はデジタル人材育成事業のほうですね。

○6番（上杉晃央君） はい、そうです。
失礼しました。

○議長（戸澤義典君） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護君） 御答弁申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、20名の人選は、まず各部局から平均して選出するようにしたいと思っております。

それから、今回、若手職員にターゲットを絞ったのは、初級から中級程度の若干難しいところまでのICT知識、また、オフィスの機能などを勉強していただくと思っております。それらの知識を基に、それぞれの業務改善、事務改善を行っていただくことを期待しているところであります。

お尋ねのICT知識は、若手に限らず、全職員が身につけていくものや基礎的に覚えていかなければいけないものは理解してございます。そういった研修につきましても別途検討してございますので、まずは若手職員の育成からスタートしている状況でございますので、御理解いただければと存じます。お願いします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 若手中心にやっていくのは分かるのですが、町としてDX推進を進めていくことになったときに、特に幹部職員の人たちがどういう内容なのかということをしっかり熟知していなければいけないと思います。熟知をしているとは思いますが、政策会議などで挙がっているとは思いますが、今まで、若手だけではなくて、幹部職員に対してDXについて具体的に学習するような機会を設けていたのかどうか、その辺だけお尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護君） 議員がおっしゃるとおり、政策会議などにおきまして、今後、こういった取組を進めていきたいというオーソライズはさせていただいているところでございますが、特段、ICTの知識といったテーマでの研修は幹部職員にも行えていない状態であります。

繰り返しになりますけれども、本来、ICT人材育成を進めていこうというときに、それぞれ段階があると思っております。その第1段階で若手職員となります。もっと言いますと、若手職員の育成は、さらに先も見据えて、今回、初級から中級の研修ですけれども、上級の研修、ハイエンドのICT知識の職員も人数を絞って育てていきたいというところまで考えております。同時に、幹部職員や新規で入ってくる職員もおりますので、そういったところにもリーチできるような全体計画を考えていますが、まずは若手職員の研修から始めていきたいというところで御理解をいただければと存じます。

よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 先ほど説明がありましたけれども、103ページの2款総務費、1項総務管理費、10目電算管理費の窓口業務改善システム導入業務委託料792万2,000円の業務内容及び積算内訳についてお伺いします。

○議長（戸澤義典君） 先ほど、上杉議員のほうで答弁していますが、さらにお聞きしますか。

2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

説明の中で、カメラによる顔認証によって申請書を印刷する端末3台については、マイナンバーの機器に必要なのかということと、例えば、マイナンバーや運転免許証

を持っていない方はどのように対応されるのか、この2点です。

もう一点、本格稼働は10月の予定とありますが、稼働に当たり、ほかの町村もいろいろ工夫してやっているのですけれども、ぜひ住民目線で、役場の窓口業務の課題を見つける窓口体験調査について、職員で検証しながら、その結果を踏まえて稼働すべきと考えますが、この3点の説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護君） 御答弁申し上げます。

顔認証付きの端末も、顔認証がない端末も、いずれもマイナンバーカード、もしくは運転免許証を差し込むことによって、顔認証付きはマイナンバーカードもしくは運転免許証の顔写真と本人を照合する、対面型というのは、カメラはないが、その人が本人だと分かればその情報を引き出す、そのようなシステムになってございます。

本人確認をカメラがしてくれるというのがまず3台ございます。それは、マイナンバーカードもしくは運転免許書に掲載されている写真と照合して、この人は本人だと認めた上で、そのカードにある4情報をデータとして出すという仕組みです。それに対して、対面型というのは、職員がカードを持参されているお客様が御本人だということを確認した上で、御本人の了解を得て、そのカードを差し込むことによって4情報をデータとして取り出すというものです。これが1点目の御質問についてです。

2点目ですが、カードをお持ちでない方は、当然、このシステムは御利用いただけないことになります。

3点目の住民目線ということについては、体験調査というか、実際にどのような流れになるかを含めて職員で実践しながら、10月というのはその実証期間も含めた期間となっておりますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 1点目だけがちょっと分かりませんでした。

カードを持っていない方はどういう対応をするのですか。

○議長（戸澤義典君） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護君） 失礼いたしました。

カードをお持ちではない方におきましては、従来どおり、申請書を記入いただくなどの対応になろうかと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 105ページ、2款、1項、11目、18節の駐屯地強化充実推進事業費450万8,000円について、その行事の内容をお聞きしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 危機対策課長。

○危機対策課長（多田敏明君） 御答弁申し上げます。

町及び町が事務局になっております陸上自衛隊美幌駐屯部隊充実整備期成会、美幌地方自衛隊協力会が主催や共催をしております美幌駐屯地関係の行事につきましては、記載のとおり、市中パレード、美幌駐屯地創立記念行事祝賀会食、音楽隊コンサート、防衛講話、自衛隊入隊予定者をはげます会や美幌駐屯地司令の歓迎会、送別会となっております。

新規の行事につきましては、美幌駐屯地に希望を確認しながら進めておりますけれども、現在は新たな行事を予定してはおりません。

今後につきましても、美幌駐屯地と協議を重ねていきまして、必要に応じて新規行事について実施の検討を行ってまいります

ので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） このことについては、私は一般質問でもやらせていただきました。今、行事内容を見ると、非常に残念であります。

今まで、自衛隊関係の行事がありました。その中で必ず駐屯地司令の挨拶もありまして、家族協定の話も含まれていたのを私は聞いてきております。今年度、自衛隊美幌駐屯地の体制は相当変わりました。変わるということは、隊員の中身も相当変わってきたと思っているのです。駐屯地では、家族協定に基づいてこれから皆さんで、町民でしっかり見守ってくださいというお話をされておりました。

私が言いたいのは、隊友会の行事内容、あるいは曹友会の行事内容を新聞などで見ますと、その新規隊員たちの家族間の交流を含めてやっているのです。今、私が言っていることを町でやるべきなのか、あるいは期成会でやるべきなのか、ちょっと分かりません。ただ、ここに出したのは、自衛隊との関わりは期成会が一番あると思っているのです。ですから、私はここでこのお話をさせていただきますけれども、自衛隊を充実させるには、同じ自衛隊の中でも家族からだと思っているのです。そのサポートをするのが私たち美幌町、あるいは期成会だと思っているのです。

いま一度、町長にお聞きします。

これは一般質問ではありません。この行事を新しくもう一度、見直すか、見直さないか。

先ほど課長から、これから自衛隊と協議をしていきますという説明がありました。これから町長が自衛隊、駐屯地とどのように向き合って、どのような行事を開催していくのか、お聞きしたいと思います。

町長、お願いします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、担当から駐屯地強化充実推進事業ということで予算を計上しているお話をさせていただきました。

今、大原議員から、家族の方々をきちんとどうフォローしていくかという話があり、今言われた隊友会とか家族会それぞれが活動している中と、大きな器の期成会がどう関わっていくかということはきちんと考える必要があると思うのです。

ですから、この予算で何かというよりも、今指摘されたこと、例えばこういうことはやったほうがいい、今後も家族の方々の関わりのプログラムを期成会でやるのが全体としていいということであれば、それは期成会の中で、また、お金がかかるのであれば、そのお金をここから捻出させてもらうことは考えていきたいと思えます。

前段が長くなりましたけれども、ふだん私も言っていますので、家族の方々に対する関わりや支援は、予算とは関係なくしっかりやりたいと思いますし、お金がかかることであれば、出すところがないので、このお金を使わせていただいて、しっかりやっていきたいと思えますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） この事業内容の行事の中で一つ足りないと思っているのですが、陳情が含まれていないです。行事だから書いていないのですか。

では、今回は陳情しないと考えてよろしいでしょうか。

あるいは、陳情をするのであれば、先ほどから言っているように、自衛隊の内容は相当変わってきていますので、例えば、陳情内容で自衛隊駐屯地の整備充実が必ず出てくると思うのです。その整備とか充実という文言が出てくるのであれば、その内容もお聞きしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 危機対策課長。

○危機対策課長（多田敏明君） 今回記載させていただきましたのは行事ということでありまして、隊員の方、もしくは家族の方が楽しめるイベント等を含めたという観点で記載させていただいておりますので、陳情・要望活動につきましては継続して進めてまいりたいと思っております。

整備充実の内容につきましては、今年度まで要望しておりますけれども、新たな年度につきましては、今、検討中でありまして、継続要望もありますでしょうし、新たな要望につきましても、美幌駐屯地と協議いたしまして、継続して要望してまいりたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 具体的な内容はないのですかと聞いているのです。整備充実の内容を考えていますか。文言で必ず示す必要があると思いますが、その充実の内容をどう考えているかを教えてくださいということです。

○議長（戸澤義典君） 具体的な内容について答弁が漏れていますので、そこら辺をもう一度お願いします。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、令和5年度についても要望している隊員の方の福利厚生ですとか隊舎等の整備は、引き続き要望してまいりたいと考えております。また、新たな項目についても、期成会の中で協議をして、追加するものがあればそれに足して要望してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで、1項総務管理費を終わります。

次に、2項徴税費、104ページから107ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、2項徴税費を終わります。

次に、3項戸籍住民基本台帳費、106ページから109ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、3項戸籍住民基本台帳費を終わります。

次に、4項選挙費、108ページから109ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、4項選挙費を終わります。

次に、5項統計調査費のうち、1目統計調査費、108ページから111ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、5項統計調査費のうち、1目統計調査費を終わります。

次に、6項監査委員費、110ページから111ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで、6項監査委員費、2款総務費の質疑を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時30分とします。

午後 0時20分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和6年度美幌町一般会計予算について質疑を行います。

次に、3款民生費の質疑を行います。

1項社会福祉費、112ページから123ページまでの質疑を許します。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 113ページ、3款、1項、1目、18節のピポロアイヌ文化協会補助金3万5,000円、補助内容及び文化協会の活動内容についてお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 御答弁申し上げます。

ピポロアイヌ文化協会補助金につきましては、アイヌ文化の伝承、保存、普及啓発の活動を実施しておりますピポロアイヌ文化協会に対しまして、活動経費の一部を補助するものでございます。

補助金の内訳といたしましては、会議費、事務費、旅費、研修等でございます。具体的には、総会開催に関わります経費やアイヌ刺しゅう作品の制作に関する内容などの活動経費が主な内容となっております。また、ピポロアイヌ文化協会の活動内容といたしましては、美幌町のアイヌ文化を広く知っていただくため、国内外の他地域の状況について視察を行うなど、連携しながらアイヌ文化の普及啓発を行うため、各種活動を行っていると考えております。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） この予算については、以前にも何回か質疑したことがあります。

先ほど、ピポロアイヌ文化協会に対する旅費、研修費等の補助と言いましたけれども、この金額でそれは無理なのは明らかな数字です。ただ、日本国として、アイヌ新法というものができて、はっきりとアイヌ民族は北海道の先住民族であると認めたわ

けです。認めたということは、先住民族ですから、平たい言葉で言えば、もともとの住人です。地主とまでは言えなくても、そういう人たちが明らかにいたということで、いろいろな施策をつくっています。現在も年間58億円のアイヌ予算を計上して、そういう政策にのっとって啓発や文化継承をやっているわけです。

そのシンボリック建物として、200億円をかけてウポポイをつくりました。調べましたら、その運営費の年間予算は31億円と書いてありました。先ほどの58億円から31億円を引いたら26億円です。アイヌ新法ができたときは、23億円ぐらいだと思いますけれども、それを政府が担保して、アイヌの保護、生活補助のために、政治的に使うということで、少ない23億円でしたが用意をしていました。その後、ウポポイの計画ができて200億円で、運営費に上乗せして今の58億円だろうと思うのです。

我々網走地区のアイヌの数は、日高・胆振地方から比べたらかなり少ないということはあるけれども、美幌も、網走地区も、当然、アイヌの方々は厳然としているわけです。最近でいけば、ニュージーランドとの交流のときにも文化協会の会長も同行してもらって交流を図っているわけです。外国との交流となったら、世界的にも先住民族の保護、交流というのは大変重要なものになると聞いております。

そういう意味においても、これは文化協会の皆様の意向があるからこんな予算で落ちていると思ひまして、不満ではありますけれども、美幌町としても、アイヌの保護、啓蒙に取り組んでいかなければならないと思っているのです。その辺を町長はどうお考えでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、予算の関係で、文化協会の補助ということで、関連してのお話だと思っております。

国がいろいろな施策をやることと、私も地域でどう関わっていけるかということです。この金額というのは、先ほども担当から説明させていただきましたけれども、どちらかというと活動経費的なことで、これからいろいろな活動を広げる何かをした場合には、いろいろと担当と相談した中で金額が変わる可能性が出てくると思っています。

また、全てここに関わるのではなくて、教育委員会においても、博物館もそうですけれども、文化を知ってもらうような講座をしたり、いろいろな面で関わる部分もありますし、私ももととして地域で関われることについてはしっかり対応していきたいと思っています。

○議長（戸澤義典君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） そう答えるしかないのだろうということは分かります。

なぜこんな質疑をしたかといいますと、私は北海道アイヌ協会の本部に何回かお邪魔してしまして、当時のアイヌに関する23億円の予算についてどういう使い方をしているのかということを聞いています。その中では、美幌で予算計上できるものがあればどんどん出しますし、建物を造るなら建物の補助もできるし、人的な運営費もそこから捻出できますという言葉はもらっているのです。ただ、アイヌ民族の話ですから、デリケートな話になりますので、我々がああやれ、こうやれと言うわけにはなかなかいかないので、もしこれからそういう状況になれば、町としてどんどんバックアップしてもらえんという意のお答えということではよろしいですか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 希望されたものを全て町がかなえるという意味ではありません。

私もいろいろな話を聞いておりますし、国の制度があつて、補助をもらって、ハー-

ド的な整備している町村を私も知っておりますが、アイヌの方々と関わり、アイヌ文化をしっかりと伝えていく上で、そういうことが本当にベストであるとはなかなか言い切れないところがあります。ですから、その都度、彼らが求めるものと、町として、町民としてきちんと守っていくべきことは何なのか、しっかりと相談しながら進める必要があると思っています。何でもという話ではないことだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 次に、同じく113ページの3款、1項、1目、18節の保護司会補助金の補助内訳についてと、保護司の充足状況についてお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 御答弁いたします。

保護司会補助金につきましては、明るい社会を築くため、日頃から犯罪や非行の予防に努めまして、再犯防止活動など更生保護活動を実施しております美幌地区保護司会に対しまして活動経費の一部を補助するものでございます。

補助金の内訳といたしましては、更生保護活動を行うための会議費、研修出席に関わります旅費など、啓発活動を行う上での活動経費が主な内容となっております。

続いて、御質問のありました保護司の充足状況についてでございますが、現在、美幌保護区の定数29名に対しまして、美幌分区が23名、津別分区が7名、合計30名で保護司として活動を行っております。今後におきましては、保護司の定年年齢を迎える会員もございまして、ほかの自治体でも後任者の人材確保が課題とされておりますが、現在のところ、保護司の定数を満度に充足できている状況にあります。

以上、御説明いたしました。よろしくお

願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 現在、充足できているということを聞いて安心をしているところでは。

私も保護司ではないのですが、北見の更生保護施設とちょっと縁があって、その理事をしています。その中で、美幌の理事と施設評議会というものがある、その評議会に各町村の保護司会の代表に来ていただいております。その中で、私の先輩も保護司をやっていたのですが、今、後継の人間がなかなか集まらない、やってくれない、そういう現実がすぐそこにある、どうしようかなという苦情らしき話を聞いております。

その辺も含めて、再度、答弁をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 保護司の成り手不足という御質問かと思っております。

どの業界においても、今、人手不足ということが叫ばれていて、特に保護司というボランティア要素が高い役職に取り組んでいただける方は、ますます狭まってくると感じてございます。

現在の充足数を維持するのがベストでございますけれども、この問題については町単独で保護司を増加させるというものではないと考えます。常に美幌地区の保護司会とも連絡を取りながら、連携して活動等を行ってございますので、保護司の充足につきましても、今後、継続して保護司会の皆さんと相談して、定数維持に向けて考えてまいりたいと思っております。

よろしく願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 私から、117ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目

高齢者福祉費、12節の在宅福祉事業、緊急通報装置運営業務委託料292万4,000円につきまして、質疑をさせていただきたいと思っております。

現在、緊急通報サービスにつきましては、固定電話を対象としたサービスとして実施していると思っておりますが、現在、スマホ並びに携帯電話が高齢者にも普及されている状況であります。町として、今後、緊急通報装置の絡みで、スマホ、携帯電話の利用の有無につきまして、また、可能性等につきましてお聞かせ願ひたいと思っております。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） ただいまの質問に御答弁いたします。

議員が言われたとおり、現在、固定電話を対象としたサービスとして実施しております。令和4年度までは、通報先が美幌消防署になっております。令和5年4月の設置分以降につきましては、今回、安全センターというところに業務委託をしているところであります。

安全センターにおきまして、我々が持っているようなスマホではありませんけれども、通報等を行える機能が備わっている専用のモバイル端末を供給していますが、御承知の半導体不足の関係などもありまして、現在、その供給がストップしている状況であります。

あわせて、次世代機ということで新たに開発しているところですが、その開発後から本町については導入をしていきたいと考えております。ただ、先ほども申しましたとおり、半導体の供給不足がありますので、その開発もちょっと遅れているということで、現段階でははっきりした時期が分からないということでございます。

いずれにしても、モバイルにより見守りをする中で、御自宅だけでなく、外出先などでも何かあったときには通報ができるということにもなりますので、より一

層の安心・安全につながるような取組をしていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 半導体の問題などで時期が未定ということですが、本来であればもうちょっと早い時期を検討していただければと思うのです。

なぜかという、昨今、新聞をにぎわしているように、独り暮らしの高齢者の固定電話を狙ったおれおれ詐欺などが美幌町内でも起きているのが現状だと思うのです。私の知っている人も、一部、そういうものにかかってしまって、着物ですとか宝石だとかをだまし取られたという経過があります。警察の介入の中で、固定電話を外すのが一番ですという状況もありますので、できるだけ早い時期のスマホや携帯電話の利用が一番だと思うのです。

今、千歳のラピダスの問題などもありますし、そのめどは立たないのかもしれないですけども、おおむね何年以内にそういうものの設置を考えているのか、今は全く未知数なのか、最後にもう一回、そこだけを確認させていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 時期につきましては、令和6年度予算を見積もるに当たって、安全センターに確認をしておりますが、やはり、先方としましても、はっきりとした時期が言えない状況にあるということで、厳しいのだなとこちらとしても受け止めております。

ただ、先ほど、令和4年度までは消防署のほうに通報が行くようになっていますというお話をしました。実は、今、消防のほうでセンター装置を5年リースで契約をしているところであり、消防に行く間はスマホなどの携帯端末を使うことができませんので、そういった機器を安全センターのほうに切り替えていかなければいけないこと

になります。行政としては、この5年以内に全て移行したいと考えておりますので、安全センターの開発状況も常に気をつけながら取組を進めていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 3款、1項、3目高齢者福祉費の在宅福祉サービス委託料578万2,000円の業務内容及び積算内訳、拡充の移送サービスの内容について御説明いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） ただいまの御質問に御答弁いたします。

移送サービスにつきましては、町内に在住の方で歩行が困難な高齢者、あるいは身体障がい者の方であって、かつ、一般の交通機関の御利用や、家族などによる移送が困難な場合に、業務としては社会福祉協議会に委託しておりますけれども、あそこにありますリフト付きの車両で移送することになっております。また、そのサービスにつきましては、事前の申込制となっております。

現在、業務内容としましては少しダブりますけれども、提供エリアは町内、実施の日時につきましては、祝日を除く月曜から金曜の午前8時45分から午後5時30分までの間、また、利用料につきましては無料となっております。ただ、月の利用回数に制限をつけさせていただいております、原則3回までとなっております。

今回、拡充する部分につきましては、従前から要望がありました、人工透析患者の方は必ず決められた曜日に国保病院に行って透析を受けなければいけないのですけれども、そのときに交通手段が確保できないという事態がまれに発生しておりました。今、原則3回までということで利用の制限

をさせていただいてまして、そういったときに臨機に対応するという措置を取っていたのですが、今後、サービスを拡充することによって、人工透析患者の心配を排除できるということで、上限回数を撤廃することにしたものです。

また、現在、車椅子を利用して、家族の送迎や福祉タクシーではなくて一般のタクシーで人工透析に通われている方が6名ほどいると聞いております。

そういったときに、家族の都合などで病院に行けないということがあっては大変ですので、そこをカバーするためにサービスを拡充するというので、今回、予算措置をしているところであります。

また、ボランティアの方が運転手ということになっておりますので、ボランティアだけでは足りない部分を人的に増やすということで、運転手の確保のため、今回、予算を大幅に増額しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 内容は分かりました。

最後の説明の中で、運転手確保などの必要な体制整備とありましたが、今、どこもボランティア人材を確保するのが難しく、上限を撤廃することに伴って、当然、運転する方の確保が必要になってきますので、拡充の中には運転手の確保のための費用的なものです。ボランティアではなくて、予算の積算の中にどう反映されているのか、その辺の内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 積算の内容ということで、今回、令和5年度の予算額でいきますと115万1,000円、令和6年度につきましては500万5,000円となっております。差引き385万4,000円となっておりますけれども、そのうち、

343万1,000円を人件費ということで計上させていただいております。ただ、この議会で予算が決まってから運転手の確保をするということで、サービスを開始してもこちらが予定しているより利用の回数が減ることを想定しております。実際には最初からフル稼働にはなりませんので、委託料の支払いのときには実績払いのような形にしながら、徐々に想定していた回数に近づいたときにはきちんとした人工を雇っていただくということで、現在、委託先である社会福祉協議会と協議をしているところであります。

また、差額の40万円ぐらいについては、保険料の増や燃料費の増も含めてのR5とR6の金額の差になりますので、御理解いただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 運転手確保を社協と連携を取りながらということですが、町が計画しているように上限を撤廃するとしたら、大体どの程度確保すればいいのか。

規模に対応する運転手の人数ということで、もちろん1人が何回やるかによっても変わってくると思うのですが、現状から何名ぐらいプラスするとかこういったサービスを円滑に提供できそうなのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 現在、人工透析の患者さんで、月、水、金の午前、午後の方、それから、火、木、土の午前の方という三つのパターンがあるとお聞きしております。その中で、月、水、金については最大3名、火、木、土におきましても3名ということで、1人の運転手を雇うことによって対応できるという試算をしております。

お名前は聞いておりませんが、透

析患者の中には農村地区の方も2人程度いらっしゃるということです。古梅のように遠いところではないのですけれども、一応、農村地区の方も2名ほどいらっしゃるとお聞きしておりますので、そういったところでも対応できるようなローテーションといいますか、机上ですけれども、時間割を作って運行できると計算をしているところであります。

よろしくをお願いします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

9番伊藤伸司さん。

○9番（伊藤伸司君） 117ページの3款、1項、3目の独居老人等除雪委託料27万2,000円ですけれども、3年間の実績と対象者について教えてください。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） ただいまの質問にお答えいたします。

3年間の実績と対象者につきまして、読み上げますので、御確認いただきたいと思っております。

令和3年度につきましては、金額で22万6,847円、実施回数が4回、対象者は16人です。令和4年度につきましては、金額で15万2,844円、実施回数が6回、対象者は13人です。令和5年度はまだもうちょっとありますけれども、今の段階では金額で13万7,134円、実施回数が6回、対象者は14人です。

対象者につきましては、毎年調査をしまして、御希望のあるところにお伺いしている状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 9番伊藤伸司さん。

○9番（伊藤伸司君） 数字については分かりました。

対象者になる条件としては、ただ手を挙げればやっていただけるのか。

また、金額が年々減ってきていると思う

のですけれども、その理由が何かあるのか。

それから、それぞれの年度で見ていると、令和3年度は1回当たり3,500円、4年度は1,959円、5年度は1,632円ということで、1回当たりの出動の金額自体も減っているということは、時間数が減っているのか、その辺の理由があれば教えてください。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 御答弁申し上げます。

条件につきましては、実施要綱を定めており、その中に記載がございますが、まず、高齢者世帯等となっております。その高齢者世帯等に該当する条件は、おおむね65歳以上の独居または夫婦の高齢者世帯、それから、重度身体障がい者の方がいる世帯となっております。その中でも、要綱には縁者と書いておりますけれども、協力していただける方が近くにいる場合については除外となっております。また、共同住宅につきましても除外となっております。それから、非課税世帯というのが大前提になってございます。

そういう条件の下で、毎年、対象者の方を自治会に確認している状況の中で、先ほど言った人数になっているということです。

それから、金額は下がっていく傾向になっておりますけれども、先ほど言われました出動の時間が関わります。当然、雪が降った状況によって除雪の時間が変わりますので、たまたまだとは思いますが、出動時間が短くなってきている状況です。

なお、出動につきましては、一斉除雪に合わせてしているので、大雪が降ったときに玄関先まで除雪するという作業をやっている形になってございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

ませんか。

6 番上杉晃央さん。

○6 番（上杉晃央君） 117 ページの同じ高齢者福祉費の介護従事者確保対策事業補助金270万円の令和2年度から令和5年度の実績見込みについて御説明をいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 御質問に御答弁いたします。

令和2年度から令和5年度の実績見込みにつきまして、表にまとめたものを配付しておりますけれども、まず、資格取得の関係と確保対策ということで、大きく二つに分かれております。そして、資格取得につきましては初任者研修と実務者研修、確保対策につきましては住宅準備、就業支援、それから、就業支援の実務者ということで、ここは金額が違うので、お配りした資料については2段に分けております。

令和2年度につきましては、初任者研修で3件の23万8,004円、実務者研修で3件の28万4,603円です。令和3年度につきましては、初任者研修で2件の16万円、実務者研修で4件の43万3,609円、住宅準備で1件の13万5,500円です。令和4年度につきましては、初任者研修が4件の32万円、実務者研修が3件の30万5,041円、住宅準備が3件の36万8,500円です。令和5年度につきましては、実務者研修の1件の8万7,736円ということで、現状はこの1件だけが来ております。

また、表の中の就業支援につきましては、令和5年度から開始の制度ですけれども、就職していただいてから1年後にお支払いをするということで、介護福祉士につきましては20万円、実務者研修の方については10万円ということで、今、令和6年度にこの支出が1件予定されているところであります。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 6 番上杉晃央さん。

○6 番（上杉晃央君） 令和6年度の就業支援のところで、介護福祉士か実務者の採用状況で確定したのは、何名と言いましたか。1名と言ったのですか。（「介護福祉士が1名です」と発言する者あり）

分かりました。それだけ分かれば結構です。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

8 番藤原公一さん。

○8 番（藤原公一君） 117 ページです。

3 款、1 項、3 目高齢者福祉費の高齢者補聴器購入費用補助金180万円の対象者が65歳以上の理由についてと、若年層の補聴器の考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） まず、この事業は令和6年度からの新規事業になります。

事業の目的としましては、加齢による難聴の方が意思疎通しづらくなることによる生活の質の低下やフレイル、虚弱になるということや、認知症のリスクが高まるということが言われております。そういったことから、加齢により聴力機能が低下した高齢者を対象とした補聴器の購入費用の一部助成をスタートしたいと考えております。

補助事業の中身ですけれども、まず、今の御質問にもありました年齢要件は65歳以上ということと、住民税が非課税の世帯、それから、耳鼻咽喉科の医師などから中等度の難聴と診断された方で、かつ、聴力の改善には補聴器が有効であるという診断をされた方です。それから、身体障害者手帳をお持ちであると、そちらで補聴器の購入ができる制度もありますので、そういった対象になっていない方になっております。

また、補助金額につきましては片耳3万円ということで、ここは先生が両耳につけなさいと言って、両耳になったら3万円掛ける2ということになります。

65歳以上の理由と若年層の補聴器の考え方については、先ほどの事業の趣旨ともかぶりますけれども、まず、加齢による聴力の低下に早期に対応して、それ以上の進行を抑え、社会参加や地域交流を促進し、その方のフレイルの予防あるいは認知症の予防を目的とした制度ということで、65歳以上という設定をさせていただいております。

若年層につきましては、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中等度の難聴児、これは18歳未満になりますけれども、その方に対しては助成制度が既にございますので、その年齢層に当てはまる方については助成が受けられます。ただ、18歳から64歳までについては、今回、加齢性難聴ということで制度を設計したものですから、そこは入っていない状況になってございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 今回の補助金の対象となる方に、住民税が非課税の方という縛りがあるのですけれども、非課税になるのか、課税対象になるのか、本当にぎりぎりの人もかなりいると思うのです。この辺の縛りを外さなかった理由だけお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） ただいまの御質問にお答えいたします。

そういった条件をつけるか、つけないかは大変迷うところではございました。ただ、一定の公費を投入する中で、一定程度の縛りは必要であろうと考えています。

また、対象者となる65歳以上の方は、設計当時の数字ですけれども、6,661人

ほどいらっしゃいました。そのうち、難聴により身体障害者手帳をお持ちの方が79人いらっしゃいましたので、そういった方を除いての積算になります。

ほかの文献などによりますと、自分で難聴だと思われても、実際に補聴器の購入まで至る方は13%程度ということですので、その数を6,661人に掛けてはじき出しました。

それですと、まだ800人ほどになるので、800人に対する助成は現状としては難しいという判断をしたところ、概数になりますけれども、その半分程度ということで非課税世帯を対象にしてはどうかという積算をしたところです。

財政的な問題が許せばという思いもあったのですが、公費を一定程度投入するという中には何らかの制限が必要ではないかという検討の中から、そういった縛りをつくったところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 内容的には理解しました。

もう一点だけお聞きしたいのですけれども、購入場所は美幌町内に限ったものにするのか、それとも、管内でも北海道内でもいいよという縛りにするのか、その辺だけお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 現在、補聴器購入費補助ですが、補聴器につきましては、医療機器になっておりますので、ネット購入が基本的にできないものということで、そういった取扱いになっております。

町内の販売店はもちろんのこと、管内あるいは道内での購入も可能ですけれども、まず、先生の診断がなければいけないということになります。買ってきて補聴器の申請をされても対応できないということもあ

りますので、まずは御相談をいただく、そして、先生の診断をいただくという流れが出てくるかと思います。

そういう部分では、町内の補聴器の販売店には、今後、この予算案が可決した後に御協力をお願いに行きたいと考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 全く同じ項目です。

補聴器購入の補助のことについてです。

まず、制度が動き出したということについては、内容はともかくとして評価をしたいと思います。動き出して様々な声が出てくるという問題だだと思いますので、その声については積極的に受け止めていただければと思いますが、180万円の予算達成の見通しと、前提としての耳鼻咽喉科医師の必要性はさらに高まっていると思いますけれども、その招致の可能性と補聴器装着促進への取組について。ヨーロッパ諸国でも、ただでも普及はそう簡単にはいかないという取組の必要性が求められていますので、その辺のことについて伺いをいたします。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 御質問にお答えしたいと思います。

御承知かと思いますが、補聴器は、非常に高額な商品でございます。そういったことから、今回の助成によって、ほんの一部かもしれませんが、購入のきっかけになればいいという思いでこの制度をつくったところもございます。

まず、この制度を皆さんにお知らせして利用促進を図るということと併せて、補聴器について町の広報やホームページでお知らせをしていきたい、また、ホームページあるいはSNSをあまりお得意ではない世

代になると思いますので、地元紙への掲載とか、シニアクラブを通じた、関係団体を通じた情報提供なども行っていきたいと思っております。

また、耳鼻咽喉科の招致につきましては、現在のところ、新規開設の話は我々の段階では聞いておりませんが、来年度に予定をしております開業医誘致補助制度でそういった部分をPRして誘致につながればありがたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 3点ほどお願いいたします。

まず、申請してから認可されるまで何日くらいかかるのですか。

というのは、申請して認可されるまでが遅いため、補聴器を使う人が不便で待ってられないから自分で先に買うということになります。

2点目は、申請して、待ってられないから自分で全額を支払って買って、その後に申請した金額は戻ってくるという言い方はおかしいですが、それを交付できるのかどうかということです。

そして、個人申請ということになっていますけれども、難聴の方たちは、例えばここに来たら大きな声を出すと思うのです。そうしたら、周りの方たちも、何だ、何だという感じで見るかもしれません。ですから、町内の販売店の方が申請できるような体制にはできないのでしょうか。

以上の3点です。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） ただいまの御質問の申請後にどれぐらいの時間がかかるかというお話ですが、まだ要綱をホームページに載せていないのですが、申請用紙がございまして、下のほうに医師の意見書欄がありまして、そこに書いていただく形になっております。ですから、ま

ずは申請書を持って病院に行っていただく形になります。

ほかの補助金であれば、申請して町が決定して、それから買ってくださいという流れがよくあるのですけれども、そうではなくて、申請書を持って耳鼻咽喉科に行って、先生に必要だと判断していただければ、そのまま販売店とお話をして買っていて結構です。そして、その申請書類をこちらに出していただければ助成金をお支払いするというように、何回もキャッチボールをしない流れを今回つくらせていただきました。

ですから、事後申請を認めることは難しくなります。まずは医師の診断書が必要になってきて、その申請用紙を持っていかないとそもそも先生の証明が受けられませんので、事後は基本的にないものと考えております。

それから、販売店からの申請ということで、書類さえきちんと整っていれば、代理の方が持ってきていただいても全然構わないものです。ただ、そこに振込先の口座を記入していただいたりするため、個人情報などもありますので、御本人様が許容されるのであれば、代理の方、知り合いの方にお頼みして届けていただく、あるいは郵送も全然構わない形になっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで、1項社会福祉費を終わります。

次に、2項児童福祉費、122ページから129ページまでの質疑を許します。

5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江君） 私からは、123ページ、3款、2項、1目、18節の認可外保育所利用者補助金の内訳について質問いたします。

○議長（戸澤義典君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（大内直樹君） 認可外保育所の利用者補助金について御説明させていただきます。

認可外保育所利用者補助金は、認可外保育園であるひまわり保育園に入園しているゼロ歳から2歳までの幼児を対象に、認可保育園に入園した場合の保育料とひまわり保育園の保育料の差額を補助するもので、新年度につきましては25名分を予算計上しております。

補助金の内容につきましては、補助対象者の主な要件といたしまして、町内に住所のあるゼロ歳から2歳の幼児で、ひまわり保育園に通園していること、保護者が仕事をしているなど、保育が必要な理由があることとなっております。

補助額といたしまして、町が定めている認可保育園保育料とひまわり保育園の保育料の差額としております。

続きまして、園児数についてでございます。

令和6年4月の入園見込みの人数とさせていただきますが、ゼロ歳児が1人、1歳児が8人、2歳児が7人、3歳児が6人、4歳児が11人、5歳児が9人で、42人でスタートすると聞いております。

なお、この補助金につきましては、ゼロ歳児から2歳児までが補助の対象となっておりますが、3歳以上児につきましては国の保育料の無償化制度である子育てのための施設等利用給付負担金を活用して保護者の負担軽減を図っております。そちらにつきましては、新年度は40名分の予算を計上させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江君） ありがとうございました。

この予算補助金は、毎年、これぐらいの金額なのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（大内直樹君） 例年、同じぐらいの園児数になりますので、大体同じぐらいになります。

来年度につきましては、ひまわり保育園で保育料を1万円増額するということがありまして、今年度から来年度にかけましては補助額が予算上大きくなってはおります。しかし、対象者数につきましては、少子化の影響もございまして園児数が減ってきていますので、若干減ってはいるのですが、大体同程度と見込んでおります。

○議長（戸澤義典君） 5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江君） 認定こども園が2園と公立の保育園が2園でもゼロ歳児から2歳児のお子さんを預かっていると思うのですが、3月ぐらいになると認可外保育園に約二、三十名の方がいると思うのですが、その方が行く理由の研究はされていますでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（大内直樹君） 認定こども園や町立保育園はあるのですが、やはり、そこだけだと、特にゼロ歳児につきましては入り切りませんので、ひまわり保育園に入っている方が多数いらっしゃると思います。ゼロ歳のときにひまわり保育園に通っていただくと、そのまま1歳、2歳とそこで過ごされる方が多くを占めていると考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江君） 続きまして、125ページ、3款、2項、1目、17節の学童保育所運営事業の45万9,000円について、その内容の内訳を御質問いたします。

○議長（戸澤義典君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（大内直樹君） 消耗品費

45万9,000円の内訳につきまして御説明させていただきます。

消耗品費45万9,000円のうち、教材用の消耗品として27万4,000円、残る消耗品は管理用消耗品として18万5,000円となっております。また、庁用備品につきましては、新年度に冷蔵庫2台を買わせていただきたいと考えております。

以上、御説明申し上げます。

○議長（戸澤義典君） 5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江君） 学童保育は3校で100名ぐらい通園していると思いますけれども、教材費とか遊び道具は年次的に更新されていて、こちらの金額で足りているものなのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（大内直樹君） ただいまの御質問についてですが、例年、同程度の予算を計上させていただいております。その中でも、教育に関わる部分、保育に関わる部分につきまして、必要なものはしっかりと用意したいと考えております。そういったことを現場とも打合せさせていただいた中で、この金額で進めさせていただいております。

そのときそのときで使いたい教材も変わってはきております。現在、そういったものにも対応できておりますので、一定程度、足りていると思うのですが、今後、ほかにもっと必要なものがあれば、どんどんと考えていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私からは、125ページの3款、2項、1目、18節の認定こども園エアコン設置補助金102万9,000円、補助率及び設置後における点検費用の負担の考え方についてお聞かせ願

いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（大内直樹君） 認定こども園のエアコン設置についてですが、認定こども園エアコン設置補助金につきましては、国の保育対策総合支援事業費補助金の保育環境改善等事業を活用し、認定こども園美幌藤幼稚園が行うエアコン設置工事に対して補助しようとするものでございます。

国の補助制度の中で、補助額が102万9,000円を上限としており、補助率は10分の10となっております。なお、町が補助する102万9,000円に対しして、国が3分の1、道が3分の1の補助がございします。また、設置後に関わる点検費用などにつきましては、認定こども園で御負担をいただくことになります。

以上、御説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 続けて、お聞かせ願いたいと思います。

国が決めた補助の金額を含めて、そのように受け止めていいと思っているのですが、機種によって値段も設置費も違ってくると思うのですけれども、何基ほど設置できるのですか。

続けて言っていきますけれども、ゼロ歳児から5歳児まで、大ざっぱに言っても6部屋に必要なと思うのです。国が決めた率ですけれども、私は単独であっても、せめて子供を年齢別に分けたとすれば、最低でも六つです。さらに、全員という言葉がいいのかどうか分かりませんが、食事をしたり何かするときに集まる場所も最低1か所ぐらいとしたら、何ぼ国がやったことにしても、命を守ることを美幌町は主眼としているわけですから、設置台数も考えたら、独自の補助金を含めて、認定こども

園におけるエアコン設置に対するという思いで聞いたつもりも含みとしてあるのです。

そういう意味ともう一点は、民間です。例えば美幌直営の類似の施設もあります。電気代、水道代を回り回って町民が負担してあげているのです。そうしたら、民間のほうが経営が苦しいはずなのです。ですから、そこら辺は、部長、男気を出してね、分かりますか。

片方で類似の施設は町が持ってあげて、片方は台数も含めて民間の努力ですというのは、ちょっと御理解が足りないと思っています。

部長ではなくて、むしろ町長にお聞きしたいことですが、部長に聞きます。今言ったことも含めて、必要な台数はどのぐらいとつかんでいるのか、担当もいますけれども、部長の知り得る範囲内で、腹積もりも含めてお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（戸澤義典君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（大内直樹君） まず、藤幼稚園のエアコンの設置状況についてですが、今、保育室として6部屋にエアコンが設置されております。あと残り4部屋がエアコン未設置となっております。そのうち、今回は2部屋にエアコンをつけていきたいということで進めさせていただいております。

また、エアコンをつけた後の維持管理費についてですが、認定こども園の運営に関わる費用につきましては、子どものための教育・保育給付費国庫負担金ということで、町でお支払いさせていただいております。その中に冷暖房の加算なども加味されておりますので、設置後に関わる維持管理費につきましては園で御負担いただくことと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） ほかの予算で面倒を見ているということだったら手を挙げなかったのですが、今の最後の言葉について、僕の聞き違いでしたらお叱りください。

そういうものもあるけれども、基本的にはエアコンの点検費用は、具体的に言えばひまわり保育園ですとおっしゃったのが間違いでなければ質問を続けるのですけれども、合図だけ送ってください。私の聞き違いですか。質問内容が変わってきます。

○議長（戸澤義典君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（大内直樹君） 運営費に係る維持管理費につきましては、負担金として別な項目でお支払いしております。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 要するに、払っているから、この点検費用は見ていますという意味でよろしいですか。

理解しました。町長が大きくなずいておりますので、手を下げます。

○議長（戸澤義典君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（大内直樹君） 大変申し訳ございません。

エアコンの維持管理に係る部分につきましては、国の交付金を活用した別な負担金でお支払いしておりますので、ほかにお支払いするということは考えてございません。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで、2項児童福祉費、3款民生費の質疑を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時50分とします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続

き、会議を開きます。

引き続き、令和6年度美幌町一般会計予算について質疑を行います。

次に、4款衛生費の質疑を行います。

1項保健衛生費、130ページから139ページまでの質疑を許します。

7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） それでは、4款、1項、1目の衛生費、開業医誘致等補助金5,000万円について、その助成金の内訳をお尋ねいたします。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） ただいまの御質問にお答えいたします。

美幌町開業医誘致等助成事業につきましては、来年度からの新規事業となります。本町における医療体制の構築を推進し、町民の健康及び福祉の増進を図るため、町内での新規診療所の開設、増設、これは診療機能の向上を伴うものとなります。それから、在宅医療の拡充を行う開業医に対しまして、その開業費用の一部の助成を行うものであります。

現在、美幌町におきましては、2020年をベースの100とした場合に、将来推計としましては、医療機関の充足が2050年になると99に下がっていくということです。ですから、今は2病院、5クリニックがございまして、その一つが欠けると100をすぐ下回ってしまうという状況になっております。

ですが、診療科につきましては、今でも美幌町にない診療科もございまして、そういった部分の不便などは町民が感じているところがありますけれども、今、医療体制としてはそういった状況にございます。

開業医誘致制度の助成金の内訳ですけれども、まず、土地、建物等という「等」の中には医療機器も入ってございまして、その取得に係る助成金ということで、その土地、建物、医療機器の取得価格の100分の50に相当する額で、上限は5,000万

円としております。また、既存の建物などがありまして、その建物を壊す場合、あるいは、改修して新たにクリニックを開設する場合などの経費につきましても対象としております。

ただ、ほかに補助金を受けている場合につきましては、その取得価格から補助金を引いたものをこちらの制度での取得価格とみなすこととしております。

それから、土地・建物等賃借料助成金ということで、取得ではなく、土地、建物、医療機器等の賃貸をする場合に、年間の賃貸料の100分の50に相当する額を、土地、建物につきましては10年間、医療機器につきましては5年間、それぞれ合わせて5,000万円を上限としてございます。

もう一つの在宅経営支援金ということで、在宅医療の拡充のために要する経費、また、その運営に係る経費ということで拡充された場合につきましては、一律で1,000万円の助成をすることが柱となっている制度でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） 再度お尋ねいたします。

国保病院もいろいろと診療科目が充実しているところではあるのですが、改めて、開業医の皆さんは、どういう診療科目の方を重点的に集めようとしているのか、考えがあるのであればお知らせしてほしいです。

また、町内の人にもいるのかもしれませんが、今回は町外の方が対象になるのかなと思うところですが、周知についてはどのような方法で行うのか。

そして、数年前になりますけれども、こういう制度をつくれないうのだろうかという話をしたときに、町は国保病院を持っているから、改めて民間の医院に対していろいろと考えることは、あまり持ち合わせては

いないのだという話をしていました。しかし、今回、それらの考えを取りあえず置いておいて、町民の健康及び福祉の増進を柱にこの制度を改めて組み込んできたということです。冒頭に課長からも説明があったかもしれませんが、考え方が積極的に変わってきた背景を改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） まず、質問の周知方法についてですけれども、日本医療衛生新聞から情報提供の依頼がありまして、まだ議会で正式に決定していませんので、お答えはしていないのですけれども、そういった専門紙に提供したいと思います。

それから、これも今後の相談になると思うのですが、北海道医師会あるいは日本医師会への情報提供ということで、この制度の周知ができればありがたいなと考えてございます。

それから、この制度の創設に当たって、先ほども日本医師会の将来推計の中で若干触れましたけれども、今、五つの医院と二つの病院ということで、過去、15年ほど前に遡ると11医院あった時代がありました。それから徐々に減りまして、令和元年には10医院、それから1年ごとに9、9、8、7医院と減っていく一方でありました。現在は7医院が日本医師会の推計によるぎりぎりのラインということであります。

繰り返しになりますけれども、診療科目の過不足などはございますが、医療機関の数ということで考えると、そういった推計が示されており、それを割ってしまうと、地域医療の部分でいろいろな問題が生じてくるだろうということで、町としてこの制度を持っているところはありませんけれども、今回、制度化に踏み切ったということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 診療科目についての御質問がございました。

本来であれば、美幌町内にない診療科が望ましいかなと思う一方で、今回、この制度をつくらせていただいた根底にあるのは、地域医療に欠かせない、かかりつけ医の確保と、当番病院が滞らないような体制を堅持していきたいということがもともとにあります。

したがって、ここ近年、相次いで閉院していった、国保病院の負担もかなり増えてきている中で、共倒れにならないように民間クリニックの開設を促したいということがもたになってございます。

それに関連して、以前の議会答弁の中で、国保病院があるから云々という話がありました。そのときとここ最近の状況が非常に変わってきていまして、先生方、また医療スタッフの皆様方の負担も、最近のコロナ禍もありまして、かなり重いものになっていると考えています。そういった負担を少しでも軽減して、ひいては、町民の皆様方の健康を守りたいということで、今回、この予算を上程させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 一つだけ確認させてください。

おおむね内容は理解をさせていただきました。この件につきましては、私が議員になる前に別な会議でも述べさせていただいて、それがこのような形になったということは非常に感謝いたしているところでございます。

確認させていただきたいのは、先ほどの稲垣議員への回答の中で、新設、そして増設という言葉も述べられたと思いますが、改めて答弁の内容を確認させていただいたら、あくまでも新設しか該当していないと

思うのです。増設はどの部分がどう対象になるのか、あくまでも増設は在宅医療経営支援をする部分だけになるのか、もう一回、その辺の説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

こちらで想定している増設は、例えば、今あるクリニックに息子が帰ってきて、息子さんでなくても新たにドクターが来られて別の診療科目をやるという想定と、同じ科目でもいいのですけれども、そのときに在宅医療をやりたいという場合と、この二つを今は想定しております。

また、先ほどの拡充という部分では、既にあるクリニックの方が在宅医療を始める場合を考えております。新たに開業して数年後に在宅医療をやるという想定もありますけれども、それぞれの機能が強化、拡充されたところで増設あるいは拡充の対象になってくると考えてございます。

よろしくお願ひします。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 改めて、今の答弁も含めて確認させていただきたいと思います。

まず、増設の場合は建物の改築費用は該当にならず、新しい診療科目なので、それに伴う機械だけが対象になるのかということが一つ。もう一つは補助金を受ける対象者の問題ですが、町内にいないのが本来は望ましいのですけれども、そういうくくりはないということなので、開業しましたという場合に、開業後、最低でも何年以上たないと駄目という目安的なものがあるのかなのか、その2点だけお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 説明が足りなくて大変申し訳ございません。

増設につきましては、当然、建物を建て増しする場合もあるかと思えます。ですから、その建物の取得に関わる部分と、あるいは、それが賃貸である場合もあるかもしれませんので、それはどちらも適用になります。

ただ、そのときの医療機器につきましては、上限が1,500万円ということで、ちょっと下げさせていただいております。

それから、開業されたときの約束ということで、将来のことなのでなかなか難しいところではありますけれども、こちらとしては10年間は続けていただきたいと考えてございます。

一応、助成金を出すということですので、10年間いなかった場合については返還などもあり得るということになりますので、開業してこの制度を利用される方がいらっしゃる時には、その辺も御説明の上で利用していただくことを考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 同じ款項目です。

ここに、土地、建物等の取得と賃貸があります。の中で、今、課長が最後に言ってくれたのですが、土地、建物は10年間で、これは続けなさいよという意味なのでしょう。

最初の説明では、わざと意地の悪い取り方をしますが、10年間、この2分の1をずっと続けると思っていたのです。助成金を一遍に払うのではなくて、ちょこちょこ10年間あるいは5年間リースとか、そう取っていましたが、もう一度確認します。

今、課長が説明したように、リースならリースを何年間、賃貸は何年間、取得するのは何年間以内で、あるいは開業をしていないと没収しますという意味合いで取って

よろしいでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 説明がうまく伝わらなくて大変申し訳ございません。

まず、取得につきましては、当然、お金を1回で動かして取得されると思いますので、その助成金につきましては1回でお支払いいたします。ただ、先ほど言いましたように、10年間やっていただかないと返してくださいということがあり得ます。

それから、賃貸につきましては、1年間、土地なり、建物なり、医療機器なり、開業された方がお支払いをしますので、その2分の1の補助を10年間続けます。ただ、医療機器については5年間といったやり方になっております。

ですから、賃貸については、10年以上いてくればそのまま払いっ放しということで、10年で終わるということになります。

在宅医療については、北海道厚生局の認可が必要ですので、その認可を受けて医療行為を始めたときに1,000万円をお支払いすることを考えてございます。こちらも当然、すぐに辞められてしまった場合については補助金返還ということがあり得ますので、そういったこともきちんと周知をしていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 同じページの同じ款項目でございます。

子ども医療費の助成事業に関わってお伺いします。

近年の子ども医療費の助成の対象がどんどん拡大される、ついには所得制限も撤廃されるということは大変評価をしたいと思っております。

そこで、ちょっと時期が早かったと思う

のですが、1人当たりの子供の医療費の推移が見られるかなと思って質問いたします。

データは既に手元にありますので御紹介は結構ですが、国レベルで医療費助成の拡大が進めば、1人当たりの医療費はかえって高くなるという議論がありまして、それは違うということが証明できればいいなという意味で質問しております。

この3年間のコロナ禍ということもありまして、私自身、そういう傾向を直ちには読み取れないのですが、もしそういうことが読み取れるデータがあるとすれば御紹介をいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 子ども医療費助成事業に関する内容につきまして御答弁させていただきます。

まず、本町におきます令和元年度から令和4年度までの過去4年間の医療費の実績額についてですが、1人当たりの公費負担額につきましては1万9,000円台から2万3,000円台、また、1人当たりの医療費につきましては14万円台から18万円台の間で推移をしております。

次に、子ども医療費の拡大が進めばコンビニ受診が増えて医療費が拡大する旨の議論がありましたが、その実態についてという御質問であります。

議員から御質問がありましたとおり、全国的に子ども医療費無償化の助成対象を拡大することで、過度な受診や軽症でも、夜間や休日を問わずに受診をするようなコンビニ受診ということがほかの自治体でも問題視されております。

しかしながら、本来の目的であります、子育て世代に係る経済的負担を軽減するために、子供を育てやすい環境づくりについて、より一層の充実を図る観点から、今回、高校生相当年齢まで医療費無償化の助成拡大を図るものでございまして、医療費無償化の拡大は、疾病の早期発見、早期治

療や適切な受診機会を増やす目的もありまして、保護者の子育ての不安を取り除くためにも、安心して受診できることは大きな役割があるかと思えます。

今回、参考資料といたしまして、厚生労働省保険局調査課が出しております令和5年10月に発表されました最近の医療費の動向の資料から、1人当たりの医療費の推移を記載させていただきました。今回御提示したのものにつきましては未就学児の統計データになります。こちらの資料の令和元年度から直近のデータまでの過去5年間のデータ内容を見ますと、1人当たりの医療費の推移につきましては、年度によりまして変動が見られますが、今回の助成内容の拡充が一概にコンビニ受診の増加につながっているものではないと推測しているところでございます。

子育て支援の施策として、全国的に子ども医療費の助成内容を拡充する自治体が年々増えておりますけれども、今後も、受診回数や医療費の推移など、助成拡大後の受診内容の実態について分析を行ってまいりたいと考えております。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 133ページ、4款、1項、2目、18節の飲用井戸等整備事業補助金100万円について、補助内容、対象戸数と設置状況の説明をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

飲用井戸等整備事業補助金につきましては、町内における水道未普及地区世帯の飲用水の安全対策としまして、井戸掘削等における井戸、ポンプ、配管等の設置工事に要する経費の一部を補助するものでござい

ます。補助対象経費の2分の1を補助し、100万円を限度額としてございます。

令和6年度は1戸、100万円を計上してございます。

令和5年度実績としましては、1戸の申請がございまして、事業費308万円に対し、100万円の補助となつてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 内容は分かりました。

昨年度は1戸の申請があり、300万円かかったものに100万円を補助したということで、まずは浅井戸から深井戸に変更したのだろうと推測できます。

現在、そういう施設で難儀をしているところがあると思うのですが、今後、この事業を続けていくに当たって、対象戸数はどの程度つかんでいるのか、もう一つは、これ以前に農家関係で有害物質除去装置の補助金を出していましたが、現在、その状況はどうなっているのか、お願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） お答えいたします。

現在、飲用井戸水の補助に関係しまして、そちらの把握ということでございますけれども、令和6年度の予算でございますが、現在、御相談されていらっしゃる方が1件ございます。

また、2点目の農家の有害物質除去につきましては、井戸水の浄水器の設置の関係かと思っておりますけれども、令和5年度の実績はございませんので、よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。

町内の対象者につきましては、現在、資料を持ってございません。申し訳ございません。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 井戸に関して、対象者の把握はこれから調査されるという理解でいいですね。

それから、除去装置の普及はほとんど網羅されて順調に使用しているという理解でいいのですか。

この2点をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） 井戸水を御利用されている対象者につきましては、現在、内部である程度の戸数は把握してございます。こちらの件数につきましては、後ほどお答えしたいと思います。

それから、浄水器の設置につきましては、ある程度網羅されているのではないかと感じてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） 4款、1項、2目の予防接種の中の带状疱疹ワクチン予防接種236万7,000円について、事業の内訳及び助成金額、内容の説明をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） ただいまの御質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンの予防接種につきましては、令和6年度からの新規事業ということで始めさせていただきたいと思っております。

接種の対象者につきましては50歳以上と考えております。50歳以上から带状疱疹の発症が徐々に多くなっていくということから、そういった設定をさせていただいております。

使用するワクチンにつきましては2種類ございまして、生ワクチンと不活化ワクチンがございます。生ワクチンにつきましては

は、1回の接種で効果が現れますけれども、不活化ワクチンにつきましては2回の接種が必要となっております。

助成の回数につきましては、お1人につき、生ワクチンあるいは不活化ワクチンのどちらかの接種に限っております。

助成の方法につきましては、医師会と契約を結ぶますので、その中で町内の実施医療機関の中で公費負担分を除いた分をお支払いいただくことを考えてございます。

細かな助成の金額と回数ですけれども、50歳以上65歳未満と65歳以上に分けて設計しております。50歳以上65歳未満の方につきましては、生ワクチン、不活化ワクチンとも助成率は4分の1としております。見込みの回数は、生ワクチンが80回ですから80人ということで考えていただければいいと思います。不活化ワクチンは60回ですから30人です。

助成額につきましては、生ワクチンの金額が8,770円ほどするとお聞きしておりますので、その4分の1で2,200円という設定をしております。また、不活化ワクチンにつきましては、1回当たり2万1,000円で、その4分の1で5,250円という1回当たりの助成額を出しております。それぞれ17万6,000円と31万5,000円を予算で計上しております。65歳以上につきましては、その助成率を2分の1としております。

多くの自治体でこういった設定がされておりまして、非課税という設定をされている自治体もありますけれども、本町におきましては、65歳以上につきましては2分の1という設定をさせていただいております。

見込みの回数は、生ワクチンが130回で130人分、不活化ワクチンは100回で50人分を見ております。助成額は2分の1ですので、それぞれ4,400円と1万500円になります。予算額は57万2,000円と105万円となっております。

す。

こちらは町内で受けた場合の数字になりますが、町外で受けた場合については扶助費ということでお支払いをしますので、こちらは65歳以上で一応計上させていただいておりますけれども、生ワクチンについては10回の4万4,000円、不活化ワクチンは20回の21万円、合わせまして236万7,000円を計上しているところであります。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） それでは、大きく2点ほど伺います。

まず、このワクチンの予防接種についてはいつから実施されるのか。

2点目は、初めて带状疱疹ワクチンの予防接種を行うということで、そこに至るためにはある程度の実態を把握されていると思うのですが、どういう現状だからここに踏み切ったのか。

この2点をお聞かせください。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） まず、実施の時期ですけれども、これから医師会と委託契約をしまして、4月1日からということになりますが、それに合わせて、それぞれの実施機関でワクチンを取り寄せていただくこととなります。ただ、実際に町内で聞き取りをしたところ、1病院、2クリニックで実施しているということで、その辺も皆さんにきちんとお知らせしたいと思っています。そこで予約して接種していただくという形になります。

まず、先ほど申しました生ワクチンは8,770円ということで、今までは皆さんに全額自費でお支払いいただいた形になります。それから、不活化ワクチンにつきましては1回2万1,000円で、2回打たなければいけませんので、4万2,000円をお支払いしながら実際に予防接種を受けて

いる方がいらっしゃいました。

そういった高額なワクチンですので、接種率、接種者数は多くはない状況でありますけれども、带状疱疹ワクチンの必要性は前々から言われておりまして、特に近年はその必要性が強く言われているところでありました。

美幌町の実態としましては、令和5年度でいきますと、11月末現在ですけれども、生ワクチンが8人、不活化が7人、令和4年度でいきますと、生ワクチンが22人、不活化が8人ということで、何の助成もない中でもこのような接種の数があるということは、潜在的な希望者はいらっしゃるのではないかと考えるから、今回、スタートを切ることになってございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 概要は分かりました。

町内3か所で対応しているということで、私は国保病院を受診していますので、そのポスターを見ました。それで実施する場合、国保病院以外の2か所はどこが対応可能なのかということが一つです。

もう一つは、こういう制度ができて町民に推奨するとすれば、町で町内の病院やクリニック用のPRポスターみたいなものを用意されるのでしょうか。

私は国保病院の待合室で見ましたけれども、今度、助成をするとなったら、そういったものを町で作るような考え方があるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 先ほど、医院の名前は出しませんでしたけれども、対応可能な医院について予算積算段階で聞き取りをしたところ、田中医院と美幌皮膚科で接種が可能ということです。

PRポスターにつきましては、現在、独自での作成は考えておりませんが、ポスターまで立派なものではないと思いますが、何らかの周知のペーパーは作って、それぞれ医院にお渡ししたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 133ページ、4款、1項、2目、18節の個別予防接種委託料4,483万8,000円について、事業詳細内訳と周知方法をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） ただいまの御質問に御答弁いたします。

予防接種につきましては、乳幼児予防接種事業と成人予防接種事業と大きく二つに分かれております。

今回、資料にそれぞれの細かな予防接種の名称、見込み数、委託金額について示しておりますので、そちらで御確認いただければと考えております。

周知方法につきましては、乳幼児の予防接種は、まず、新生児訪問ということで、生まれたときには保健師が必ず訪問しておりまして、そのときに説明、また勧奨もしております。母子手帳にも同じようなことが書かれていますけれども、改めて保健師からそういった説明をしております。転入された方につきましては、転入届を出されたときに、こちらに来ていただき、未接種分について、予診票などを渡しながらか接種漏れがないように対応しているところであります。

2種混合ワクチンにつきましては小学校6年生の方が対象になりますので、そこに個別の通知をしている状況です。それから、麻疹、風疹は1期目が生後12か月から24か月ということで、保健師の指導の

中で対応できている部分もありますので、個別の通知はしておりませんが、こちらは2回打たなければいけないため、2期につきましては5歳から7歳未満と推奨されておりまして、美幌町としては就学の1年前に個別に通知をしております。

日本脳炎につきましては、1期が3歳から7歳6か月未満ということで、こちらでも健診の中でお母さん方にお話をしているところですが、2回打たなければいけないので、2期につきましては9歳から13歳ということで、こちらは小学校4年生に個別の通知を差し上げているところです。

そういった個別通知の対応を記載させていただきながら、大事な予防接種の漏れがないようにさせていただいております。

また、成人予防接種につきましても、それぞれ定期になっているものは、個別通知を差し上げたり、町のホームページや広報などで勧奨の通知を行っております。それから、風疹の抗体検査ということで、緊急対策としておりますけれども、こちらにつきましては、対象者の方に個別の通知をしているところです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 分かりました。

ここで風疹のことをと思ったのですけれども、先ほど皆さんが質問されて、99.8%は理解しました。周知徹底という意味で、風疹は新規ですから一番最初に通知して、こういうことがありますよ、ぜひやってくださいという個別通知は考えられるのかどうか、お願いします。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） 大体のものについては個別通知を差し上げる形になっております。

任意接種につきましては、任意ですので個別の通知は差し上げられない状況ですが、定期接種につきましては、基本的

には個別通知を差し上げて周知をしていくのと併せて、年度当初だったと思いますが、ホームページにも記載をして周知を図っている状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 137ページになります。

4款、1項、4目環境保全推進費の中の花樹育苗センター管理運営業務委託料1,245万4,000円の育苗センターの管理運営内訳についてお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） 申し訳ございません。まず、先ほどの高橋議員の飲用井戸等整備事業補助金の対象戸数といたしまして、本町にございます井戸戸数ですが、本日現在で235戸ございます。令和5年度から井戸の整備事業に対しての補助を実施しておりまして、その実績が1件でございますので、単純に差し引きますと、残り234戸あるということでございます。

申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

続きまして、花樹育苗センター管理運営事業費の関係についてお答えいたします。

花樹育苗センター内には休憩所1棟、倉庫3棟、ビニールハウス5棟の施設がございまして、施設位置は別添の資料を御覧いただければと思います。

令和6年度は、通年業務のほかに下記の事業を予定してございます。

（1）休憩所1棟を解体、こちらは休憩所解体委託料89万6,000円を計上してございます。（2）倉庫②を修繕し、休憩所を移転、72万6,000円を計上しております。（3）倉庫①を解体、倉庫解体委託料79万9,000円を計上してございま

す。（４）倉庫③を修繕し、倉庫①の物品を移動、こちらはシャッターの修繕２２万６,０００円、入り口扉修繕１９万４,０００円を計上してございます。（５）ハウス５棟のうち、令和５年度に建て替え修繕した１棟を除く４棟の建て替え修繕、こちらは５６３万５,０００円の計上となります。

上記のうち、（２）の倉庫②を修繕し休憩所を移転と、（５）のハウス５棟のうち４棟の建て替え修繕の２点につきましては、受託者の管理運営業務委託内の修繕費で計上してございます。それ以外のものにつきましては、別途、委託料を計上してございます。

管理運営業務につきましては、美幌町内の事業者之花樹育苗センターの管理運営業務を委託してございまして、花苗を栽培し、各自治会や公共施設に配付するための委託業務となっております。

令和６年度の管理運営事業委託料の主な内訳としましては、人件費が３２５万円、育苗費８７万円、修繕費６１１万３,０００円、燃料費６３万６,０００円、光熱水費２１万６,０００円、その他経費２３万６,０００円、消費税１１３万３,０００円、合わせまして１,２４５万４,０００円を計上してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ８番藤原公一さん。

○８番（藤原公一君） まず、お伺いしたいのは、花の生産についてです。

美幌高校でも花苗を作っていると思うのです。もし美幌高校に花苗を委託できるのであればこのハウスの建て替えは必要なくなると思うのですけれども、そこを検討されたのかどうかをまず１点、お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの御質問でございまして、議員がおっしゃられましたように、野菜の苗もそう

であろうと思いますが、美幌高校で花苗など栽培されていることは承知してございます。こちらは教育の一環として生産されていて、本町の地域貢献ということで進めている事業の一環かと考えてございます。

本町の育苗センターにおいての委託につきましては、令和５年度の実績で約８万７,０００鉢を町民の方々、自治会、公共施設に配付させていただきまして、環境美化、緑化推進に努めているところでございますけれども、枯れる分もございまして、１０万鉢に近い数を委託していますが、それだけの量を生産するには現在の育苗センターの強化が必要であろうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ８番藤原公一さん。

○８番（藤原公一君） 分かりました。

取りあえず、高校等の検討は、多分、生産は無理だろうという判断なのだと思います。

ハウスの建て替え４棟についてですけれども、まず、この４棟は、骨ごとの交換になるのか、骨を残してビニールテントだけの張り替えになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、４棟のビニールハウスの建て替えにつきましては、骨材と資材、ビニールハウス、また、建て替えるに当たっては、既存のビニールハウスを撤去した後、整地が必要になりますので、整地もしまして、新たに４棟のビニールハウスを設置するという内容となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

１３番大原昇さん。

○１３番（大原 昇君） 同じ款項目で

す。大体内容は分かりました。

ただ、この中で確認しておきたいことが1点です。

移転、解体するもので、倉庫とか休憩所がありますが、この合計面積を平米数で教えていただければと思います。

それから、今の説明の中で、休憩所と建て替え修繕、これはハウスですか。管理費の中で委託をすると書いていますね。それであれば、今、説明を受けた（１）の休憩所１棟、（３）の倉庫解体、（４）の倉庫を修繕云々、これも保全管理費用の中でできないのかという思いがあるのです。

もう一点は、部長は分かっていますけれども、あそこの中に入っていくとどん詰まりで、北側に高台になって遊んでいるところがあります。雑種地ですね。あれについて、建設部で火山灰を取って平らにして面積を広げることはできないのでしょうか。

今、建設部では道路維持のために火山灰を張っていると思うのです。大した面積ではないけれども、あれを延ばしても隣は民地だから潰すわけにはいかない。何とか土地を広げて利用するのであれば、あそこの小高いところを、火山灰を取って自分のところに持っていくと。そうしたら、どこかの補修にも使えます。

あそこは狭いので、道路際のほうをどこかに持っていく、広がるところに休憩所、倉庫を持っていけばハウス１棟も、あの分が広がって、すごく作業がしやすくなると、私は勝手に思っているのです。これは管理者に聞いていませんが、そういうことができるか、できないかをお聞きしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、倉庫の面積につきましては、今、手元に資料がございませんが、休憩室につきましては32.4平米でございます。

続きまして、2点目の休憩所の解体、ハ

ウスの解体について、今回、ほかの倉庫についてもこの業務管理委託の中で解体できないかということですが、まず、ビニールハウスにつきましては、今は受託者の所有になってございますので、まず、受託者、御自分で解体していただいて、新たに設置されるものにつきましても受託者の所有となりますので、こちらは委託費の中に計上してございます。

休憩室の解体と、古材を使って倉庫②に休憩所を移転するということですが、現在、受託していただいている事業者は平成20年度からだと押さえております。いつからかは分からないのですが、それ以前からこちらに休憩所がございました。また、これから移転する先の倉庫②も、所有は町になってございますけれども、こちらに移転する際に、休憩室の部材、例えば、屋根のトタンとか外壁は古材を流用して再建築するような申出が今の受託者からございます。

労務者の方々が広く、使いやすいように造っていただくために、町といたしましては、こちらを管理業務委託に併せまして、委託料で計上させていただいているところでございます。

町が所有します倉庫の解体で、倉庫①は町所有の倉庫になってございますので、町が解体を発注する際には、解体の資格をお持ちである土木事業者や建築事業者が発注することが必要となります。そちらで、管理業務委託とは別に計上させていただいているところでございます。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） ただいま、課長から説明をさせていただきました。

本センターにつきましては、記録によりますと、昭和46年から町が直営で運営していた経過がございます。大原議員がおっしゃった場所につきましては、当時、樹木の育苗をしていた箇所と認識してございます。

御承知のとおり、非常に荒れた土地でございまして、造成するとなりますと、それなりの手間暇がかかると認識してございます。

ただいまの事務所、休憩所等の移転につきましては、今、管理をされております企業組合、オホーツク元気村からのお申出がございまして、その希望を酌みましてこの位置を選定したところでございます。

北側の土地の移転については、現段階では考えていないということで御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 課長は、先ほど建設業の許可がないと解体できないというお話をされましたね。

しかし、私が知っている限り、休憩所は32.何平米とありましたね。倉庫もそのぐらいだと思いますし、少ないかもしれせん。

80平米以下は書類審査も何も要らない、まして、解体は金額によっては業者の資格も要らないと私は認識しています。先ほど古材も使いたいと説明がありましたよね。それであれば、そこの管理者に使い勝手よく、管理者に全て任せたいほうがよっぽど仕事が早いという気がするのです。

例えば、この古材、私は机に使いたいからこれを使ってくれだとか、解体業者、あるいは建設業者に言うよりも、一括して責任を持たせて渡したほうが、仕事はきれいで早いと思います。

その辺をもう一度考えていただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、まず、解体事業の登録事業者、また、解体事業の登録をされていなくても、建築事業者や土木

事業者の方々は解体することができると私どもも認識しております。

もう一つは、町で登録されている事業者を前提としてお答えさせていただきました。

大原議員がおっしゃられます80平米以下の建物は書類審査などが要らないとか業者の資格は不要というところは、私どもで確認をさせていただきます。そして、議員がおっしゃったようなことが可能ということでございましたら、改めまして内部で選定を検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） ただいまの解体の規模の件でございます。

500万円以上のものにつきましては、建設業の許可、解体業ということで押さえております。500万円未満のものにつきましては、解体工事の業者登録を都道府県に行うと認識してございますので、今の課長の答弁に補足をさせていただきます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 予算書の137ページ、4款、1項、4目、12節の二酸化炭素排出抑制対策事業について伺いたいと思います。

具体的な事業実施のスケジュール、そして、アクションプラン等をお示しいただけたらと思います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

本町は、令和4年3月にゼロカーボンシティを宣言し、2050年までのゼロカーボンの達成を目指してございます。

令和5年度はゼロカーボンの達成に欠かせない再生可能エネルギーの本町におけるポテンシャルや、社会的、経済的な効果を踏まえた可能性を調査し、美幌町における

再生可能エネルギー導入戦略の策定に取り組んでいるところです。

令和6年度は、上記の導入戦略の内容を基にして、具体的な役割や区域の設定のほか、省エネ施策や気候変動適応対策などを盛り込んだ美幌町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を策定する中で、具体的な事業実施のスケジュール及びアクションプランについて検討を進めようとしてございます。

業務内容でございますが、①としまして、温室効果ガス排出削減等に関する施策の検討として、温室効果ガス排出量の削減目標の検討、目標に向けた具体的な施策の検討、施策の実施に関する目標及び指標の検討、促進区域、候補地の検討、②としまして、気候変動適応計画の包含でございますが、この中身では、気候変動影響評価の実施、気候変動適応策の検討、③としまして、ゼロカーボン推進委員会の開催、こちらは町内の各部門から委員を選出させていただきまして、計画内容について協議をさせていただき内容となっております。

積算内訳としましては、人件費426万1,000円、諸経費63万9,000円、消費税49万円の合計539万円となっております。

本計画策定に当たる財源としましては、道の補助金がございます、ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業補助金、補助率2分の1、上限額500万円でございますが、こちらを活用予定ということで歳入を計上させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 再確認をさせていただきます。

今の御説明ですと、温室効果ガス排出削減に対しての検討ということですが、どう検討していくか、それをどう実施していくかという具体的な内容やアクションプラン

はこれから考えていくということでしょうか。

もう一点は、積算内訳で合計539万円のお話がありましたが、この人件費426万1,000円がどういったものなのかを教えてください。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、アクションプラン、それから、事業のスケジュールでございますが、議員がおっしゃられますように、2050年度にCO₂の実質排出量ゼロということで、町の再エネ戦略を策定させていただいておりますので、こちらにしましてのアクションプランとスケジュールにつきましては、令和6年度美幌町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の中で計画させていただき内容となっております。

続きまして、2点目の御質問の人件費の426万1,000円につきましては、まず、直接人件費がございます、こちらが税込みで385万748円、それから、成果品がCD-Rなどということで110円、それから、移動交通費として83万6,000円という内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 今の人件費は、コンサルを雇っての人件費ということでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） まず、先ほどお答えしました人件費の内訳は税込みの金額で申し上げましたので、人件費の426万1,000円を上回ってしまっております。申し訳ございませんが、改めてお伝えいたします。

直接人件費が350万680円、成果品のCD-Rが100円、交通費が76万円となっております、これを合わせます

と426万780円となっております。

続きまして、コンサルを想定されているのかということでございますけれども、議員がおっしゃられますように、令和6年度はコンサルに発注することで進めてまいりたいと考えてございます。

◎会議時間延長の議決

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（戸澤義典君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第2 議案第13号から 議案第36号まで

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 概略は分かりました。

この中に書いてある美幌町地球温暖化防止実行計画の区域施策編について、この言葉だけではよく分からないので、どういうものなのかということを説明いただきたいです。

また、推進委員会を設置して開催するというのですが、各部門からというのは、どういう部門から何人ぐらいが選出される委員構成なのか、御説明ください。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） 御質問にお答えしたいと思います。

区域施策編の計画は、地球温暖化対策推進法に基づきまして、市町村の努力義務と

いうことでうたわれてございます。実際に計画をつくる場合、自治体によっては、本年度の再生可能エネルギー導入戦略の最終ゴールとして2030年度と2050年度のCO₂排出量の削減量をうたって、それと一緒に具体的なアクションプランやスケジュールを計画されているところもございしますが、本町は、まず先にゴール、目標を本年度に策定させていただきまして、ゴールに向かって、町民の方々、団体の方々、企業の方々にどういった取組をしていただいて目標のCO₂削減まで持っていくかという計画を策定する内容となっております。

また、2点目のゼロカーボン推進委員会に庁内のどの部門から選出されるのかという件でございますが、部門としましては、本年度の再生可能エネルギー導入戦略の際もそうでしたけれども、現在、私どもで想定しているのは、北見工業大学、J Aびほろ、美幌町森林組合、美幌商工会議所に改めまして御依頼をさせていただき予定でございます。それ以外の事業者、住民代表とさせていただき団体につきましては、今後、検討させていただきたいと考えております。

人数としましては、おおよそ10名から15名ぐらいかと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 概略は分かりました。

今の課長の説明だと、自治体によっては、2030年の目標設定と最終ゴールの2050年と2段階でやっているところもあるということでした。美幌町は、途中の2030年は別に、お金をかけないで、この計画だけで達成できるのかという確認と、私は実行計画の区域施策編というものがよく分からないのです。美幌町のエリア全体を区域ごとに分けて、2050年に向けて到達すべき目標をやろうとしているの

か、その区域がよく分からないので、その辺を説明していただけますでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、私の説明が拙くて申し訳ございません。

まず、再エネ導入戦略は、2030年度の目標と2050年度の目標を本年度に策定してございまして、既に実施しております。

続きまして、区域施策編ですが、本町の中で、まずは促進するエリアを策定するという業務がございます。町の企業の導入とか、町内事業者の再エネの事業活動の促進とか、そういったものを促進するエリアを設定するということで、こういったものも含めて区域施策編の中で計画する予定でございます。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで、1項保健衛生費を終わります。

次に、2項清掃費、138ページから143ページまでの質疑を許します。

9番伊藤伸司さん。

○9番（伊藤伸司君） 141ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目の農村ごみ収集運搬業務委託料について、農村ごみ収集積算根拠をお示してください。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） 何度も申し訳ございませんが、先ほどの大原議員の建物の面積の御質問について、今、確認しましたので、お伝えしたいと思います。

まず、倉庫を上から写している航空写真があるページをお開きください。

伐採箇所の下に倉庫②とございますが、45平米でございます。それから、倉庫①が48.6平米でございます。休憩所の32.4平米は先ほどお伝えしてございま

す。そして、倉庫③は40平米となっております。よろしくお願いいたします。

申し訳ございませんでした。

続きまして、伊藤議員からの御質問でございますが、農村ごみ収集運搬業務委託料についてでございます。

農村のごみ収集運搬業務は、一般ごみが120回、こちらは1年間の回数です。その他、プラ・資源ごみが48回、こちらも年間でございますが、こちらで積算してございまして、下の表の積算内訳によって計上してございます。

なお、人件費は国土交通省の示す公共工事設計労務単価によって算出しております。

車両費は、車両購入費を10年償却として計算したものを算出しております。

人件費及び車両費は、上記算出単価に稼働時間割合、稼働日数を乗じて算出しております。

燃料費は、実績量に町の統一単価を使用して算出しております。

内訳としまして、人件費が630万6,000円、こちらは運転手が1日1万2,000円で3人、作業員が1日1万188円で2.5人です。

こちらの単価でございますけれども、稼働時間割合としまして、通常8時間労働ということでございますが、実際に稼働されるのが4時間とか5時間でございますので、その分を乗じたものをこちらの単価として記載させていただいております。

続きまして、車両費136万9,000円の内訳としまして、4トンパッカー車が1日5,500円掛ける2台、2トン車が1日2,350円掛ける1台でございます。燃料費126万3,000円で、積算単価としましては133.73円、これはリットル単位でございます。消費税は89万3,800円の合計983万1,800円となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 9 番伊藤伸司さん。

○9 番（伊藤伸司君） 積算内訳の数字は分かりました。

私が聞きたいのは、以前、有料ごみになる前は、農村も週に 1 回、一般ごみを集めていたのです。私もうろ覚えですけども、今は月に一般ごみは 2 回です。冬期間とか涼しいときはいいのですが、最近、夏が暑いですから、すごい傷みと臭いで、不衛生な部分がいっぱいあるのです。

今月 2 回だと、量がたまり過ぎて、衛生面もひどいと思っています。

できれば、今、週に 2 回を夏期の間だけでも回数を増やせないのか、また、保管箱などの助成も検討していただけないか、お願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですが、回数を増やせないかということですが、農村地区につきましては、住宅と住宅の間の距離が長く、収集する際の移動時間が同じように長くかかってしまうということもございまして、現在はこのように収集してございます。回数を増やすとしますと、車両と人員を確保する必要がありますので、体制面から考えて、収集回数を増やすことは現段階では難しいのではないかと考えてございます。

今後、令和 11 年 9 月から令和 12 年 6 月の稼働開始を予定して、1 市 5 町の広域中間処理施設の整備を行ってございまして、最低でも現在の一般ごみについて可燃ごみと不燃ごみに分別の変更を予定しております。こういったタイミングで収集のシフトなども変わることありますので、一旦、一般ごみ収集と資源ごみ収集も併せて検討できればと考えてございます。

また、事業者を確認してございますが、やはり人員確保が非常に難しいというお話を改めて受けてございますので、お願いし

たいと思います。

続きまして、2 点目の保管箱についてですが、農村地区につきましては、ステーション方式で集め、それを回収していただけていまして、保管箱については、ほかの自治体や現状の地域の方々の声を聞かせていただきながら調査研究させていただければと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 9 番伊藤伸司さん。

○9 番（伊藤伸司君） 研究調査をしていただけて、次の新しい処理方法も含めて考えていただけるとい話ですが、先ほど課長が言ったとおり、自治会等にアンケート調査などをしていただきたいと思います。住民は本当に苦労してごみ対策をしています。どうしても田舎にはキツネやタヌキなどいろいろいますので、荒らされないようにきちんと保管しなければならないのです。それを倉庫にでも何にでも取っておくということに皆さんは大変苦労していますので、その辺もアンケートなり実情調査なりをしていただきたいと思います。

人件費や車両が足りないということは重々承知していますので、それなら保管の方法を検討するのも一考かと思います。よろしく願いします。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） アンケートの件でございます。

少し古い話でございしますが、平成 24 年、それまで農村地区は月 1 回だったということで、回数を増やしてほしいという声があったものですから、自治会にアンケートを実施しました。実は、そのときの結果で言いますと、月 1 回のままでよいというのが一番多かったのですが、衛生面等を含めて総合的に判断して、平成 25 年度より月 2 回に増やしたという経過がございます。

そういったニーズや、また増やしてほし

いというニーズも恐らくあろうと考えておりますので、アンケートについても、いつかの段階で検討したいと考えます。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで、2項清掃費、4款衛生費の質疑を終わります。

◎延会の議決

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（戸澤義典君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時12分 延会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員